

議案第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行により，懲役及び禁錮を廃止し，これらに代えて拘禁刑が創設されることから，当市条例の規定中に含まれる懲役及び禁錮の文言を拘禁刑に改めるため，関係する条例を一括して改正するものです。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(取手市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第20条 (略) 第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)及び(2) (略) (3) 基準日前1カ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑	(期末手当) 第20条 (略) 第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)及び(2) (略) (3) 基準日前1カ月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事

事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 5 項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2 から 4 まで (略) 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) 及び(3) (略) 6 から 8 まで (略)	訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 5 項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2 から 4 まで (略) 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2) 及び(3) (略) 6 から 8 まで (略)
---	---

(取手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 取手市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和 39 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(退職報償金支給の制限) 第 6 条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては、支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (2) 懲戒免職者又はこれに準ずる処分を受けて退職した者 (3) から(5)まで (略)	(退職報償金支給の制限) 第 6 条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては、支給しない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 (2) 懲戒免職者またはこれに準ずる処分を受けて退職した者 (3) から(5)まで (略)

(取手市表彰条例の一部改正)

第3条 取手市表彰条例（昭和46年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(待遇の取消し) 第12条 自治功労表彰者が次の各号の一に該当したときは、第10条の待遇を取り消す。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられた者	(待遇の取消し) 第12条 自治功労表彰者が次の各号の一に該当したときは、第10条の待遇を取り消す。 (1) (略) (2) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられた者

(取手市公害防止条例の一部改正)

第4条 取手市公害防止条例（昭和49年条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第36条 第23条第1項又は第25条第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第36条 第23条第1項又は第25条第2項若しくは第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。

(取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正)

第5条 取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。

(1)及び(2) (略)	(1)及び(2) (略)
--------------	--------------

(取手市消防団条例の一部改正)

第6条 取手市消防団条例（平成23年条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(欠格条項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)及び(3) (略)	(欠格条項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)及び(3) (略)

(取手市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第7条 取手市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則 (経過措置) 第3条 (略) 2 及び 3 (略) 4 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報であつて、個人の秘密に属する事項が記録されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を同条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。	付 則 (経過措置) 第3条 (略) 2 及び 3 (略) 4 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報であつて、個人の秘密に属する事項が記録されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を同条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。

5 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が職務上作成し、又は取得した旧条例第2条第1号に規定する個人情報であって、当該旧実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該旧実施機関が保有していたものを前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 6 (略)	5 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が職務上作成し、又は取得した旧条例第2条第1号に規定する個人情報であって、当該旧実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該旧実施機関が保有していたものを前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 6 (略)
---	--

(取手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第8条 取手市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専ら	第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専ら

その職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	その職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
--	---

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(取手市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の取手市職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(市規則への委任)

第5条 前3条に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，市規則で定める。

議案第 2 号

取手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

取手市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年条例第 8 0 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

人事院の勧告を踏まえた給料表の改定及び国，県等に派遣され，通勤距離が長距離となる職員に係る通勤手当の支給上限額等の見直しを行うため，本条例の一部を改正するものです。

取手市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

取手市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(通勤手当) 第12条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤(職員が勤務のため当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下この条において同じ。)のため交通機関又は<u>有料道路</u>(以下この条において「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下この条において同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。) (2) 及び(3) (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相	(通勤手当) 第12条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤(職員が勤務のため当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下この条において同じ。)のため交通機関又は<u>有料道路</u>(以下この項から第3項までにおいて「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下この項から第3項までにおいて「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下この項において同じ。)が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。) (2) 及び(3) (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相

当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号、第3号及び第5項において「1カ月当たりの運賃等相当額」という。))が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1カ月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2)及び(3) (略)

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。))からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。))でその利用が市規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。))を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出し

当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1カ月当たりの運賃等相当額」という。))が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1カ月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2)及び(3) (略)

- 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。))からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。))でその利用が市規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。))を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期

た当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)

間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号において「1カ月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の新幹線等鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1カ月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 次のア及びイに掲げる職員の区分に応じ、当該ア及びイに定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

ア 第1項第1号に掲げる職員 運賃等相当額

イ 第1項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、アに定める額及び次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額。以下このイにおいて同じ。)の合算額、アに定める額又は次に定める額

(ア) 自動車等の使用距離(以下このイにおいて「使用距離」という。)
が片道60キロメートル未満である

職員 前項第2号アからシまでに掲げる区分に応じ、当該アからシまでに定める額

(イ) 使用距離が片道60キロメートル以上62キロメートル未満である職員 47,000円

(ウ) 使用距離が片道62キロメートル以上64キロメートル未満である職員 48,500円

(エ) 使用距離が片道64キロメートル以上66キロメートル未満である職員 50,100円

(オ) 使用距離が片道66キロメートル以上68キロメートル未満である職員 51,600円

(カ) 使用距離が片道68キロメートル以上70キロメートル未満である職員 53,200円

(キ) 使用距離が片道70キロメートル以上である職員 54,700円

- 4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が市規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 1カ月当たりの運賃等相当額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第3項第2号イに定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数

- 4 前項の規定は、第12条の9第3項各号に掲げる者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして市規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が市規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して市規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

<u>で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u> <u>6から9まで</u> (略)	<u>5から8まで</u> (略)
--	--------------------------

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	

35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		

77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200
86	256, 000	297, 100	346, 000		
87	256, 300	297, 400	346, 400		
88	256, 600	297, 700	346, 800		
89	256, 900	298, 000	347, 000		
90	257, 200	298, 300	347, 400		
91	257, 500	298, 600	347, 800		
92	257, 800	299, 000	348, 200		
93	258, 100	299, 200	348, 400		
94		299, 400	348, 800		
95		299, 700	349, 200		
96		300, 100	349, 500		
97		300, 300	349, 800		
98		300, 600	350, 200		
99		301, 000	350, 600		
100		301, 400	351, 000		
101		301, 600	351, 500		
102		301, 900	351, 900		
103		302, 200	352, 300		
104		302, 500	352, 700		
105		302, 700	353, 200		
106		303, 000	353, 600		
107		303, 300	353, 900		
108		303, 600	354, 200		
109		303, 800	354, 700		
110		304, 200			
111		304, 600			
112		304, 900			
113		305, 100			
114		305, 300			
115		305, 600			
116		306, 000			
117		306, 200			
118		306, 400			

	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3（第5条関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	408,300
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	410,200
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	412,100
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	413,900
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	415,700
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	417,500
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	419,300
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	421,100
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	422,700
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	424,200
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	425,700
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	427,200
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	428,700
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	430,000

15	242, 600	258, 400	276, 700	305, 900	352, 700	376, 000	431, 300
16	244, 200	259, 900	278, 200	306, 700	354, 200	377, 600	432, 500
17	245, 800	261, 400	279, 500	307, 400	355, 700	379, 200	433, 700
18	247, 300	262, 600	280, 800	308, 200	357, 300	380, 800	435, 000
19	248, 800	263, 800	282, 100	309, 200	358, 900	382, 400	436, 300
20	250, 300	264, 900	283, 300	310, 100	360, 400	384, 000	437, 500
21	251, 800	266, 200	284, 500	311, 000	361, 900	385, 600	438, 700
22	253, 400	267, 400	285, 100	312, 300	363, 500	387, 200	439, 500
23	254, 900	268, 700	285, 700	313, 600	365, 100	388, 900	440, 300
24	256, 400	270, 000	286, 300	314, 900	366, 700	390, 600	441, 100
25	257, 900	271, 400	286, 800	316, 200	368, 100	392, 300	441, 700
26	259, 100	272, 800	287, 400	317, 700	369, 800	394, 300	442, 300
27	260, 300	274, 100	288, 000	319, 000	371, 500	396, 200	442, 900
28	261, 500	275, 400	288, 500	320, 100	373, 100	398, 100	443, 500
29	262, 700	276, 400	289, 000	321, 100	374, 700	399, 800	444, 200
30	264, 000	277, 700	289, 600	322, 300	376, 300	401, 200	445, 000
31	265, 300	279, 000	290, 100	323, 500	377, 900	402, 400	445, 400
32	266, 600	280, 200	290, 600	324, 600	379, 600	403, 700	446, 100
33	267, 900	281, 400	291, 100	325, 700	381, 300	404, 700	446, 600
34	269, 400	282, 000	291, 700	326, 900	383, 300	405, 800	447, 000
35	270, 700	282, 600	292, 200	328, 100	385, 300	406, 800	447, 400
36	272, 100	283, 200	292, 700	329, 200	387, 300	407, 800	447, 800
37	273, 100	283, 700	293, 200	330, 300	389, 000	408, 900	448, 200
38	274, 400	284, 300	293, 800	331, 500	390, 700	410, 100	448, 600
39	275, 700	284, 900	294, 400	332, 700	392, 200	411, 200	449, 000
40	276, 900	285, 500	295, 000	333, 900	393, 700	412, 300	449, 300
41	278, 100	286, 000	295, 700	335, 100	394, 900	413, 500	449, 600
42	278, 700	286, 600	296, 400	336, 300	395, 900	414, 300	450, 000
43	279, 300	287, 200	297, 100	337, 500	396, 900	415, 100	450, 300
44	279, 900	287, 700	297, 800	338, 700	397, 900	415, 700	450, 600
45	280, 300	288, 200	298, 400	339, 900	399, 000	416, 200	450, 900
46	280, 900	288, 700	299, 300	341, 200	400, 100	416, 900	
47	281, 400	289, 200	300, 100	342, 400	401, 200	417, 600	
48	281, 900	289, 700	300, 900	343, 600	402, 300	418, 200	
49	282, 400	290, 300	301, 700	344, 800	403, 600	418, 900	
50	283, 000	290, 800	302, 800	346, 200	404, 400	419, 300	
51	283, 500	291, 400	303, 900	347, 500	405, 200	419, 900	
52	284, 000	292, 000	304, 900	348, 800	405, 800	420, 500	
53	284, 500	292, 600	305, 900	349, 700	406, 300	420, 900	
54	285, 100	293, 300	307, 000	351, 000	407, 000	421, 300	
55	285, 600	294, 000	308, 000	352, 200	407, 700	421, 800	
56	286, 100	294, 700	309, 100	353, 400	408, 400	422, 300	

57	286, 600	295, 300	310, 100	354, 600	408, 700	422, 800
58	287, 100	296, 200	311, 200	356, 000	409, 400	423, 400
59	287, 600	297, 000	312, 300	357, 400	410, 100	423, 800
60	288, 100	297, 800	313, 400	358, 800	410, 600	424, 200
61	288, 600	298, 600	314, 400	360, 100	411, 000	424, 600
62	289, 100	299, 500	315, 500	361, 600	411, 400	424, 900
63	289, 600	300, 400	316, 600	363, 100	411, 900	425, 200
64	290, 100	301, 300	317, 700	364, 500	412, 400	425, 500
65	290, 600	302, 100	318, 700	365, 700	412, 900	425, 800
66	291, 100	303, 000	319, 800	367, 100	413, 300	426, 100
67	291, 600	303, 800	320, 900	368, 400	413, 800	426, 400
68	292, 100	304, 600	322, 000	369, 800	414, 300	426, 600
69	292, 600	305, 500	323, 000	370, 900	414, 800	426, 800
70	293, 100	306, 400	324, 200	372, 100	415, 300	427, 100
71	293, 600	307, 300	325, 400	373, 300	415, 900	427, 400
72	294, 100	308, 200	326, 600	374, 500	416, 400	427, 600
73	294, 600	309, 000	327, 300	375, 800	416, 800	427, 800
74	295, 200	309, 900	328, 600	377, 000	417, 400	428, 100
75	295, 800	310, 800	329, 900	378, 200	417, 900	428, 400
76	296, 300	311, 600	331, 200	379, 300	418, 100	428, 600
77	296, 800	312, 300	332, 500	380, 400	418, 400	428, 800
78	297, 400	313, 200	333, 900	381, 600	418, 900	429, 100
79	298, 000	314, 100	335, 300	382, 700	419, 200	429, 400
80	298, 600	315, 100	336, 700	383, 900	419, 500	429, 600
81	299, 200	316, 000	338, 000	385, 000	419, 800	429, 800
82	299, 900	317, 100	339, 600	385, 600	420, 200	430, 100
83	300, 600	318, 100	341, 100	386, 100	420, 600	430, 400
84	301, 200	319, 100	342, 600	386, 600	421, 000	430, 600
85	301, 800	320, 000	344, 000	387, 200	421, 300	430, 800
86	302, 500	321, 000	345, 500	387, 800		
87	303, 200	322, 000	347, 000	388, 400		
88	303, 900	323, 000	348, 400	389, 000		
89	304, 600	324, 000	349, 700	389, 300		
90	305, 400	325, 300	350, 900	389, 800		
91	306, 200	326, 500	352, 100	390, 300		
92	306, 900	327, 700	353, 400	390, 800		
93	307, 400	328, 900	354, 700	391, 200		
94	308, 300	330, 200	356, 200	391, 600		
95	309, 200	331, 400	357, 700	392, 100		
96	310, 000	332, 600	359, 100	392, 600		
97	310, 800	333, 800	360, 400	393, 000		
98	311, 800	335, 100	361, 600	393, 500		

99	312, 700	336, 300	362, 700	394, 000
100	313, 600	337, 500	363, 900	394, 500
101	314, 500	338, 900	365, 000	394, 800
102	315, 500	339, 800	366, 100	395, 200
103	316, 500	340, 800	367, 200	395, 700
104	317, 400	341, 900	368, 300	396, 000
105	318, 200	343, 000	369, 500	396, 300
106	318, 800	344, 100	370, 000	396, 800
107	319, 400	345, 100	370, 600	397, 300
108	320, 000	346, 100	371, 200	397, 800
109	320, 500	347, 300	371, 800	398, 100
110	321, 000	348, 300	372, 300	398, 600
111	321, 400	349, 300	372, 700	399, 100
112	321, 900	350, 200	373, 200	399, 600
113	322, 700	351, 100	373, 600	399, 900
114	323, 400	352, 000	374, 000	400, 400
115	324, 100	353, 000	374, 500	400, 900
116	324, 700	354, 000	375, 000	401, 400
117	325, 300	355, 000	375, 400	401, 800
118	326, 000	355, 400	375, 900	402, 300
119	326, 700	356, 000	376, 500	402, 700
120	327, 500	356, 600	377, 000	403, 200
121	328, 100	356, 900	377, 200	403, 600
122	328, 400	357, 300	377, 700	
123	328, 900	357, 700	378, 200	
124	329, 400	358, 100	378, 600	
125	329, 700	358, 500	379, 100	
126		358, 900	379, 600	
127		359, 300	380, 100	
128		359, 700	380, 600	
129		360, 100	380, 900	
130		360, 500	381, 400	
131		360, 900	381, 900	
132		361, 300	382, 400	
133		361, 500	382, 700	
134		362, 000	383, 200	
135		362, 400	383, 600	
136		362, 700	384, 000	
137		363, 000	384, 300	
138		363, 400	384, 800	
139		363, 900	385, 300	
140		364, 400	385, 800	

	141		364,700	386,100				
	142		365,200					
	143		365,700					
	144		366,200					
	145		366,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600

備考 この表は、消防吏員で市長が定めるものに適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において取手市職員の給与に関する条例別表第2及び別表第3の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が付則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(市規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市規則で定める。

付則別表 号給の切替表（付則第2項関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
1 0	6	2	2	1	1
1 1	7	3	3	1	1
1 2	8	4	4	1	1
1 3	9	5	5	1	1
1 4	1 0	6	6	2	1
1 5	1 1	7	7	3	1
1 6	1 2	8	8	4	1
1 7	1 3	9	9	5	1
1 8	1 4	1 0	1 0	6	2
1 9	1 5	1 1	1 1	7	3
2 0	1 6	1 2	1 2	8	4
2 1	1 7	1 3	1 3	9	5
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0	6
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1	7
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2	8
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3	9
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4	1 0
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5	1 1
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6	1 2
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3

4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0	
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1	
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2	
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3	
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4	
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5	
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6	
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7	
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8	
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9	
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0	
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1	
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2	
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3	
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4	
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5	
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6	
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7	
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8	

8 1	7 7	7 3	7 3	6 9	
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0	
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1	
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2	
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3	
8 6	8 2	7 8	7 8		
8 7	8 3	7 9	7 9		
8 8	8 4	8 0	8 0		
8 9	8 5	8 1	8 1		
9 0	8 6	8 2	8 2		
9 1	8 7	8 3	8 3		
9 2	8 8	8 4	8 4		
9 3	8 9	8 5	8 5		
9 4	9 0				
9 5	9 1				
9 6	9 2				
9 7	9 3				
9 8	9 4				
9 9	9 5				
1 0 0	9 6				
1 0 1	9 7				
1 0 2	9 8				
1 0 3	9 9				
1 0 4	1 0 0				
1 0 5	1 0 1				
1 0 6	1 0 2				
1 0 7	1 0 3				
1 0 8	1 0 4				
1 0 9	1 0 5				
1 1 0	1 0 6				
1 1 1	1 0 7				
1 1 2	1 0 8				
1 1 3	1 0 9				

イ 消防職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級			
	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1

5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
1 0	6	2	2	1
1 1	7	3	3	1
1 2	8	4	4	1
1 3	9	5	5	1
1 4	1 0	6	6	1
1 5	1 1	7	7	1
1 6	1 2	8	8	1
1 7	1 3	9	9	1
1 8	1 4	1 0	1 0	2
1 9	1 5	1 1	1 1	3
2 0	1 6	1 2	1 2	4
2 1	1 7	1 3	1 3	5
2 2	1 8	1 4	1 4	6
2 3	1 9	1 5	1 5	7
2 4	2 0	1 6	1 6	8
2 5	2 1	1 7	1 7	9
2 6	2 2	1 8	1 8	1 0
2 7	2 3	1 9	1 9	1 1
2 8	2 4	2 0	2 0	1 2
2 9	2 5	2 1	2 1	1 3
3 0	2 6	2 2	2 2	1 4
3 1	2 7	2 3	2 3	1 5
3 2	2 8	2 4	2 4	1 6
3 3	2 9	2 5	2 5	1 7
3 4	3 0	2 6	2 6	1 8
3 5	3 1	2 7	2 7	1 9
3 6	3 2	2 8	2 8	2 0
3 7	3 3	2 9	2 9	2 1
3 8	3 4	3 0	3 0	2 2
3 9	3 5	3 1	3 1	2 3
4 0	3 6	3 2	3 2	2 4
4 1	3 7	3 3	3 3	2 5
4 2	3 8	3 4	3 4	2 6
4 3	3 9	3 5	3 5	2 7
4 4	4 0	3 6	3 6	2 8
4 5	4 1	3 7	3 7	2 9

4 6	4 2	3 8	3 8	3 0
4 7	4 3	3 9	3 9	3 1
4 8	4 4	4 0	4 0	3 2
4 9	4 5	4 1	4 1	3 3
5 0	4 6	4 2	4 2	3 4
5 1	4 7	4 3	4 3	3 5
5 2	4 8	4 4	4 4	3 6
5 3	4 9	4 5	4 5	3 7
5 4	5 0	4 6	4 6	3 8
5 5	5 1	4 7	4 7	3 9
5 6	5 2	4 8	4 8	4 0
5 7	5 3	4 9	4 9	4 1
5 8	5 4	5 0	5 0	4 2
5 9	5 5	5 1	5 1	4 3
6 0	5 6	5 2	5 2	4 4
6 1	5 7	5 3	5 3	4 5
6 2	5 8	5 4	5 4	
6 3	5 9	5 5	5 5	
6 4	6 0	5 6	5 6	
6 5	6 1	5 7	5 7	
6 6	6 2	5 8	5 8	
6 7	6 3	5 9	5 9	
6 8	6 4	6 0	6 0	
6 9	6 5	6 1	6 1	
7 0	6 6	6 2	6 2	
7 1	6 7	6 3	6 3	
7 2	6 8	6 4	6 4	
7 3	6 9	6 5	6 5	
7 4	7 0	6 6	6 6	
7 5	7 1	6 7	6 7	
7 6	7 2	6 8	6 8	
7 7	7 3	6 9	6 9	
7 8	7 4	7 0	7 0	
7 9	7 5	7 1	7 1	
8 0	7 6	7 2	7 2	
8 1	7 7	7 3	7 3	
8 2	7 8	7 4	7 4	
8 3	7 9	7 5	7 5	
8 4	8 0	7 6	7 6	
8 5	8 1	7 7	7 7	
8 6	8 2	7 8	7 8	

8 7	8 3	7 9	7 9	
8 8	8 4	8 0	8 0	
8 9	8 5	8 1	8 1	
9 0	8 6	8 2	8 2	
9 1	8 7	8 3	8 3	
9 2	8 8	8 4	8 4	
9 3	8 9	8 5	8 5	
9 4	9 0			
9 5	9 1			
9 6	9 2			
9 7	9 3			
9 8	9 4			
9 9	9 5			
1 0 0	9 6			
1 0 1	9 7			
1 0 2	9 8			
1 0 3	9 9			
1 0 4	1 0 0			
1 0 5	1 0 1			
1 0 6	1 0 2			
1 0 7	1 0 3			
1 0 8	1 0 4			
1 0 9	1 0 5			
1 1 0	1 0 6			
1 1 1	1 0 7			
1 1 2	1 0 8			
1 1 3	1 0 9			
1 1 4	1 1 0			
1 1 5	1 1 1			
1 1 6	1 1 2			
1 1 7	1 1 3			
1 1 8	1 1 4			
1 1 9	1 1 5			
1 2 0	1 1 6			
1 2 1	1 1 7			
1 2 2	1 1 8			
1 2 3	1 1 9			
1 2 4	1 2 0			
1 2 5	1 2 1			

議案第 3 号

取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例について

取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年
条例第 5 9 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

市嘱託医師，市嘱託歯科医師，学校医，学校歯科医及び学校産業医の報酬について，
職務の内容及び責任の程度に応じた額に増額するため，本条例の一部を改正するもの
です。

取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年
条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表（第 1 条，第 5 条関係）		
職名	報酬額(円)	旅費の額(相当する職)
教育委員会委員の部から農地利用最適化推進委員の部まで	(略)	(略)
固定資産評価審査委員会委員	日 7,400	(略)
市嘱託医師	〃 <u>21,000</u> 福祉事務所の嘱託医師にあつては月 56,000	(略)
市嘱託歯科医師	日 <u>21,000</u>	(略)
市産業医の部から小中学校適正規模適正配置審議会の部まで	(略)	(略)
学校医	年 266,000 日 <u>21,000</u>	(略)
学校歯科医	年 232,000 日 <u>21,000</u>	(略)
学校薬剤師	(略)	(略)
学校産業医	日 <u>21,000</u>	(略)
通学区域審議会の部から体育施設運営委員会の部まで	(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）

別表(第1条, 第5条関係)

職名	報酬額(円)	旅費の額(相当する職)
教育委員会委員の部から農地利用最適化推進委員の部まで	(略)	(略)
固定資産評価審査委員会委員	日 7,400	(略)
市嘱託医師	〃 25,000 福祉事務所の嘱託医師にあつては月 56,000	(略)
市嘱託歯科医師	日 25,000	(略)
市産業医の部から小中学校適正規模適正配置審議会の部まで	(略)	(略)
学校医	年 266,000 日 25,000	(略)
学校歯科医	年 232,000 日 25,000	(略)
学校薬剤師	(略)	(略)
学校産業医	日 25,000	(略)
通学区域審議会の部から体育施設運営委員会の部まで	(略)	(略)

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 4 号

取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例（平成 1 2 年条例第 9 号）及び取手市
個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 3 7 号）の
一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う引用条項の整理を行うとともに、児童手当の特例給付の廃止に伴う所要の整理を行うため、取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものです。

取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例及び取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例の一部改正)

第1条 取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例(平成12年条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(所掌事項) 第2条 審議会は、実施機関に対し、情報公開条例及び個人情報保護法の運営並びに特定個人情報(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。)の取扱いに関し報告を求め、情報公開条例のあり方について建議することができる。 2 (略)	(所掌事項) 第2条 審議会は、実施機関に対し、情報公開条例及び個人情報保護法の運営並びに特定個人情報(番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。)の取扱いに関し報告を求め、情報公開条例のあり方について建議することができる。 2 (略)

(取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネッ	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネッ

トワークシステムをいう。 (5)及び(6) (略)	トワークシステムをいう。 (5)及び(6) (略)
------------------------------	------------------------------

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報
1 市長	取手市医療福祉費支給に関する条例及び取手市ぬくもり医療支援事業に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1)から(3)まで (略) (4) 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する情報であって規則で定めるもの (5)から(12)まで (略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）		
別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報
1 市長	取手市医療福祉費支給に関する条例及び取手市ぬくもり医療支援事業に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1)から(3)まで (略) (4) 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (5)から(12)まで (略)

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条中取手市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

取手市犯罪被害者等支援条例について

取手市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市、市民等、事業者等の責務をそれぞれ明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、もって安全かつ安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与するため、本条例を制定するものです。

取手市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市並びに市民等及び事業者等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、もって安全かつ安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪等 犯罪行為及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (4) 二次的被害 犯罪被害者等が、犯罪等による被害を受けた後に、他者の偏見、無理解、差別等により受けるプライバシーの侵害、名誉の毀損、精神的苦痛、心身の変調、経済的損失等の被害をいう。
- (5) 関係機関等 国、茨城県その他の地方公共団体、警察、犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36条）第23条第1項に規定する者をいう。）、犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 市民 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者及び市内に居住しているが、やむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。
- (7) 市民等 市民並びに市内に通勤し、又は通学する者及びこれらの者が組織する団体であって市内で活動するものをいう。
- (8) 事業者等 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体（法人その他の団体の場合にあつては、その構成員を含む。）をいう。
- (9) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体被害であつて、当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上であつたもの（当該疾病が精神疾患である場合にあつては、療養の期間が1月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であ

ったものに限る。)をいう。

(基本理念)

第3条 全ての犯罪被害者等は、個人としての尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた犯罪等による被害又は二次的被害の特性及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けられるように行われなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は安心して暮らすを害することのないよう行われるとともに、二次的被害及び再被害を生じさせることのないよう、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進し、及び実施する責務を有する。

2 市は、犯罪被害者等を支援するための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携及び協力に努めるものとする。

(市民等及び事業者等の責務)

第5条 市民等及び事業者等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう配慮するものとする。

2 市民等及び事業者等は、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者等は、犯罪被害者等が安心な生活を営むために必要な各種手続に参加することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項に規定する相談並びに必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給等)

第7条 市は、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者に対し、見舞

金を支給するものとする。ただし、当該死亡した者若しくはその遺族又は重傷病を負った者のいずれかが、当該犯罪行為が行われた時点において市民でなかった場合は、この限りでない。

- 2 市は、前項の見舞金のほか、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な財政上の支援を行うものとする。

(他の地方公共団体との連携等)

第8条 市は、市外に住所を有する者が市内で起きた犯罪等により被害を受けた場合には、その者が必要な支援を受けられるよう、その者が住所を有する地方公共団体との連携及び協力を図るものとする。

(人材の育成等)

第9条 市は、犯罪被害者等が適切な支援を受けることができるよう、市の職員をはじめとした犯罪被害者等の支援を行う者に対し、犯罪被害者等の支援の必要性についての意識を高め、必要な能力を身に付けるための施策を講ずるものとする。

(関係民間団体に対する援助)

第10条 市は、犯罪被害者等の支援におけるその役割の重要性に鑑み、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体の活動の促進を図るため、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(犯罪被害者等への理解の増進)

第11条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次的被害及び再被害の防止の重要性についての市民等及び事業者等の理解を深めるため、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第12条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第7条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者について適用する。

議案第 6 号

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 22 号）及び取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 23 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

内閣府令が改正され、家庭的保育事業等について、食事の提供に際して求められる配慮の基準に関し栄養士免許を有さない管理栄養士についても要件を満たすものとされたこと、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業について、保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の確保に関する基準が緩和されたこと、連携施設の確保に係る経過措置が延長されたこと等を踏まえ、本市においても当該府令基準に従い同様の措置を講ずるため、関係条例を一括して改正するものです。

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」とい	(保育所等との連携) 第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第7条の3第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに付則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行うこと。</u>

う。)を実施すること。

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の

各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

6 及び 7 (略)

(食事の提供の特例)

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼

掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) (略)

4 及び 5 (略)

(食事の提供の特例)

第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼

児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第 21 条第 2 項において同じ。)等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)から(5)まで (略) 2 (略) 付 則 (連携施設に関する経過措置) 第 3 条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認めるときは、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日から起算して <u>15 年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村(特別区を含む。第 21 条第 2 項において同じ。)等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士による必要な配慮が行われること。</u> (3)から(5)まで (略) 2 (略) 付 則 (連携施設に関する経過措置) 第 3 条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認めるときは、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日から起算して <u>10 年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
--	--

(取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 37 条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第 42 条第 3 項において同じ。)及び小規模保育事業 B 型(同令第 27 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。<u>同項</u>において同じ。)にあつては 6 人以上 19 人以下、小規模保育事業 C 型(同条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。付則第 4 条において同じ。)にあつては 6 人以上 10 人以下、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。 2 (略) (特定教育・保育施設等との連携) 第 42 条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第 7 項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、<u>連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域</u>において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満 3 歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(<u>次項において「保育内容支援」という。</u>)を実施	第 37 条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第 42 条第 3 項第 1 号において同じ。)及び小規模保育事業 B 型(同令第 27 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。<u>同号</u>において同じ。)にあつては 6 人以上 19 人以下、小規模保育事業 C 型(同条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。付則第 4 条において同じ。)にあつては 6 人以上 10 人以下、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。 2 (略) (特定教育・保育施設等との連携) 第 42 条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、<u>離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるもの</u>において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満 3 歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行うこと</u>。

すること。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないことができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

(2) (略)

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

6 から 11 まで (略)

付 則

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

(1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) (略)

4 から 9 まで (略)

付 則

(連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認めるときは、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>15</u> 年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	(連携施設に関する経過措置) 第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認めるときは、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>10</u> 年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。
---	---

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 7 号

取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 1 5 年条例第 2 7 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

宅地造成及び特定盛土等規制法の改正を踏まえ、同法による規制と本条例による規制の内容が重複する規定を整理するとともに、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正を踏まえ、許可の対象とする面積について、同条例と本条例との整合を図るため、本条例の一部を改正するものです。

取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 15 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第 1 条 この条例は、市内における土砂等による土地の埋立て等について、土壌の汚染を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民生活の安全を確保するとともに市民の生活環境を保全することを目的とする。 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 及び (2) （略） (3) 特定事業 土砂等による土地の埋立て等を行う事業であつて、埋立て等に供する区域の面積が 300 平方メートル以上 <u>3,000 平方メートル以下</u> であるもの（埋立て等に供する区域の面積が 300 平方メートル未満であつても、当該埋立て等に供する区域に隣接する土地において、当該事業を施工する日前 1 年以内に土砂等による土地の埋立て等を行う事業が既に施工され、又は施工中の場合においては、当該事業の埋立て等に供する区域の面積と既に施工され、又は施工中の土砂等による土地の埋立て等を行う事業の埋立て等に供する区域の面積が合算して 300 平方メートル以上となるものを含む。ただし、当該事業に供する土地の所有者及び管理者若しくは占有者並びに当該事業を施工する者のいづ	（目的） 第 1 条 この条例は、市内における土砂等による土地の埋立て等について、土壌の汚染 <u>及び災害の発生</u> を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民生活の安全を確保するとともに市民の生活環境を保全することを目的とする。 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 及び (2) （略） (3) 特定事業 土砂等による土地の埋立て等を行う事業であつて、埋立て等に供する区域の面積が 300 平方メートル以上 <u>5,000 平方メートル未満</u> であるもの（埋立て等に供する区域の面積が 300 平方メートル未満であつても、当該埋立て等に供する区域に隣接する土地において、当該事業を施工する日前 1 年以内に土砂等による土地の埋立て等を行う事業が既に施工され、又は施工中の場合においては、当該事業の埋立て等に供する区域の面積と既に施工され、又は施工中の土砂等による土地の埋立て等を行う事業の埋立て等に供する区域の面積が合算して 300 平方メートル以上となるものを含む。ただし、当該事業に供する土地の所有者及び管理者若しくは占有者並びに当該事業を施工する者のいづ

れもが、既に施工され、又は施工中の土砂等による土地の埋立て等を行う事業における者と異なるときは、この限りでない。)をいう。 (4)から(6)まで (略) (事業施行者等の責務) 第3条 事業施行者は、その事業活動において、土砂等による土地の埋立て等による土壌の汚染を未然に防止する責務を有する。 2から5まで (略) 6 土地の所有者は、土砂等による土地の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等による土地の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれがないことを確認し、<u>その</u>おそれがある土砂等による土地の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。 (市の責務) 第4条 市は、土砂等による土地の埋立て等による土壌の汚染を未然に防止するため、土砂等による土地の埋立て等に関し、状況の把握、事業の監視、住民からの苦情の処理その他必要な事項について、茨城県と協力してこれに取り組むよう努めるものとする。 (許可の申請) 第7条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(6)まで (略) (7) 特定事業区域の周辺の生活環境の保全に関する計画 (8) (略) 2 (略) (許可の基準)	れもが、既に施工され、又は施工中の土砂等による土地の埋立て等を行う事業における者と異なるときは、この限りでない。)をいう。 (4)から(6)まで (略) (事業施行者等の責務) 第3条 事業施行者は、その事業活動において、土砂等による土地の埋立て等による土壌の汚染<u>及び災害の発生</u>を未然に防止する責務を有する。 2から5まで (略) 6 土地の所有者は、土砂等による土地の埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、当該土砂等による土地の埋立て等による土壌の汚染<u>及び災害</u>が発生するおそれがないことを確認し、<u>これら</u>のおそれがある土砂等による土地の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないよう努めなければならない。 (市の責務) 第4条 市は、土砂等による土地の埋立て等による土壌の汚染<u>及び災害の発生</u>を未然に防止するため、土砂等による土地の埋立て等に関し、状況の把握、事業の監視、住民からの苦情の処理その他必要な事項について、茨城県と協力してこれに取り組むよう努めるものとする。 (許可の申請) 第7条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付して市長に提出しなければならない。 (1)から(6)まで (略) (7) 特定事業区域の周辺の生活環境の保全<u>及び災害の防止</u>に関する計画 (8) (略) 2 (略) (許可の基準)
---	--

第8条 市長は、第6条の許可の申請が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

(1) (略)

(2) 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画が特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合するものであること。

(特定事業の廃止等)

第16条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は中止しようとするときは、当該特定事業の廃止又は中止後の当該特定事業による土壌の汚染の防止及び特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

2から4まで (略)

5 前項の規定により、第1項の措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第2項の規定による廃止の届出に係る特定事業による土壌の汚染の防止及び特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

第8条 市長は、第6条の許可の申請が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

(1) 当該申請に係る特定事業に使用される土砂等のたい積の構造が当該特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(2) (略)

(3) 特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合するものであること。

2 第6条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定めるものである場合にあっては、前項第1号の規定は、適用しない。

(特定事業の廃止等)

第16条 第6条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は中止しようとするときは、当該特定事業の廃止又は中止後の当該特定事業による土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2から4まで (略)

5 前項の規定により、第1項の措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第2項の規定による廃止の届出に係る特定事業による土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じ

(特定事業の完了等)

第 17 条 (略)

2 (略)

- 3 前項の規定により、特定事業による土壌の汚染の防止及び特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第 1 項の規定による届出に係る特定事業による土壌の汚染の防止及び特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

(措置命令等)

第 19 条 (略)

- 2 市長は、土壌の汚染の防止及び特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第 6 条の許可を受けた者(第 9 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。)に対し、当該特定事業を停止し、又は土壌の汚染の防止及び特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- 3 市長は、第 6 条又は第 9 条第 1 項の規定に違反して特定事業を施工した者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土壌の汚染の防止及び特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第 20 条 (略)

- 2 前項の規定により第 6 条の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る特定事業について前条各項の規定による命令を受け

なければならない。

(特定事業の完了等)

第 17 条 (略)

2 (略)

- 3 前項の規定により、特定事業による土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第 1 項の規定による届出に係る特定事業による土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(措置命令等)

第 19 条 (略)

- 2 市長は、土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第 6 条の許可を受けた者(第 9 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。)に対し、当該特定事業を停止し、又は土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- 3 市長は、第 6 条又は第 9 条第 1 項の規定に違反して特定事業を施工した者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第 20 条 (略)

- 2 前項の規定により第 6 条の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る特定事業について前条各項の規定による命令を受け

た者を除く。)は、当該取消しに係る特定事業による土壌の汚染の防止及び特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

(廃止、完了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令等)

第21条 市長は、第16条第5項、第17条第3項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、土壌の汚染の防止及び特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 (略)

(土地所有者の義務)

第23条 第5条の3の規定により同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染の防止及び特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

2 第5条の3の規定により同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染若しくは特定事業区域の周辺の地域の生活環境に係る被害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

(土地所有者に対する勧告)

第24条 (略)

2 市長は、土壌の汚染の防止及び特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために緊急の必要があると認めるときは、第5条の3の規定により同意をした土地の所有者に対し、期限を定めて、土壌の汚染の

た者を除く。)は、当該取消しに係る特定事業による土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(廃止、完了又は取消しに伴う義務違反に対する措置命令等)

第21条 市長は、第16条第5項、第17条第3項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 (略)

(土地所有者の義務)

第23条 第5条の3の規定により同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該特定事業の施工の状況を把握しなければならない。

2 第5条の3の規定により同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染若しくは特定事業区域の周辺の地域の生活環境に係る被害若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し当該特定事業の中止を求め、又は原状回復その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を関係機関に通報しなければならない。

(土地所有者に対する勧告)

第24条 (略)

2 市長は、土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために緊急の必要があると認めるときは、第5条の3の規定により同意をした土地の所有者に対し、期限を定

防止及び特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。 (罰則) 第30条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1) 第6条又は第9条第1項の規定に違反して特定事業を行ったとき。 (2) 第19条第1項、第2項若しくは第3項、第20条第1項又は第21条第1項の規定による命令に違反したとき。 第31条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (2) 第12条、第13条又は第25条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 (3) 第26条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。 第32条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第9条第3項、第16条第2項、第17条第1項又は第18条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (2) 第15条第1項の規定に違反したとき。	めて、土壌の汚染の防止並びに特定事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。 (罰則) 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1) 第6条又は第9条第1項の規定に違反して特定事業を行った者 (2) 第19条第1項、第2項若しくは第3項、第20条第1項又は第21条第1項の規定による命令に違反した者 第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第11条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第12条、第13条又は第25条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 (3) 第26条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 (1) 第9条第3項、第16条第2項、第17条第1項又は第18条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2) 第15条第1項の規定に違反した者
---	---

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第6条の許可を受けている者であって、この条例の施行の際現に当該許可に係る特定事業（土砂等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のもので、土地の埋立て、盛土及びたい積を行う行為の用に供する全てのものをいう。以下同じ。）による土地の埋立て等（土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）を行う行為をいう。以下同じ。）を行う事業であって、埋立て等に供する区域の面積が300平方メートル以上5,000平方メートル未満であるもの（埋立て等に供する区域の面積が300平方メートル未満であっても、当該埋立て等に供する区域に隣接する土地において、当該事業を施工する日前1年以内に土砂等による土地の埋立て等を行う事業が既に施工され、又は施工中の場合においては、当該事業の埋立て等に供する区域の面積と既に施工され、又は施工中の土砂等による土地の埋立て等を行う事業の埋立て等に供する区域の面積が合算して300平方メートル以上となるものを含む。ただし、当該事業に供する土地の所有者及び管理者若しくは占有者並びに当該事業を施工する者のいずれもが、既に施工され、又は施工中の土砂等による土地の埋立て等を行う事業における者と異なるときは、この限りでない。）をいう。以下同じ。）に着手しているものについては、この条例に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

3 改正前の条例第6条の許可を受けている者であって、この条例の施行の際現に当該許可に係る特定事業に着手していないものは、この条例の施行の日にこの条例による改正後の取手市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の許可を受けた者とみなす。

4 この条例の施行前にされた改正前の条例第6条の許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものは、改正後の条例第6条の許可の申請とみなす。

(罰則に関する経過措置)

5 この条例の施行前にした行為及び付則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 8 号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成 1 1 年条例第 2 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

宅地造成及び特定盛土等規制法の改正に伴い，新たに市が審査の事務を行うこととなる同法の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査についての手数料を新設するため，本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成 1 1 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第 1(第 2 条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(111)まで（略）	(略)	(略)
<u>(112)から(125)まで（略）</u>	(略)	(略)
<u>(126) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成 14 年環境省令第 28 号)に基づく事務のうち、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成 11 年茨城県条例第 44 号)に規定する事務</u>	(略)	(略)
<u>(127)から(136)まで（略）</u>	(略)	(略)

改正後（対応する改正前の欄はこの欄の前に記載）		
別表第 1(第 2 条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(111)まで（略）	(略)	(略)
<u>(112) 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)に基づく事務のうち、茨城県知事の権限に</u>	<u>宅地造成又は特定盛土等に関する工事中間検査申請手数料</u>	<u>盛土又は切土をする土地の面積が 3,000 平方メートル以内のときは 2,700 円, 3,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のときは</u>

<u>属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年茨城県条例第44号)に規定する事務</u>		<u>5,400円, 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のときは10,800円, 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のときは21,600円, 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のときは37,800円, 100,000平方メートルを超えるときは54,000円</u>
<u>(113)から(126)まで</u> (略)	(略)	(略)
<u>(127)</u> 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)に基づく事務のうち、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する事務	(略)	(略)
<u>(128)から(137)まで</u> (略)	(略)	(略)

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 9 号

取手市建築基準条例の一部を改正する条例について

取手市建築基準条例（平成 1 2 年条例第 3 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

建築基準法の改正により，防火・避難規定の適用範囲の限定等，既存建築物における緩和措置が拡充されたことを踏まえ，本市においても同様の措置を講ずるため，本条例の一部を改正するものです。

取手市建築基準条例の一部を改正する条例

取手市建築基準条例（平成１２年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第１章から第３章まで（略） 第４章 特殊建築物 第１節から第８節まで（略） 第９節 雑則(第 53 条の 2—第 53 条の 4) 第５章から第９章まで（略） 付則 第４章 特殊建築物 第９節 雑則 第 53 条の 3（略） <u>(別の建築物とみなすことができる部分)</u> <u>第 53 条の 4 第 8 条, 第 17 条, 第 22 条, 第 25 条又は第 32 条第 2 項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として令第 117 条第 2 項各号に定める部分が 2 以上ある建築物の当該建築物の部分は, これらの規定の適用については, それぞれ別の建築物とみなす。</u> <u>2 第 12 条(排煙設備に係る部分に限る。以下この項において同じ。)</u>に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として令第 126 条の 2 第 2 項各号に定める部分が 2 以上ある建築物の当該建築物の部分は, <u>第 12 条の規定の適用については, それぞれ別の建築物とみなす。</u> <u>3 第 12 条(非常用の照明装置に係る部分に限る。以下この項において同じ。)</u>に規定する基準の適用上一の建築物であっても	目次 第１章から第３章まで（略） 第４章 特殊建築物 第１節から第８節まで（略） 第９節 雑則(第 53 条の 2・第 53 条の 3) 第５章から第９章まで（略） 付則 第４章 特殊建築物 第９節 雑則 第 53 条の 3（略）

別の建築物とみなすことができる部分として令第126条の4第2項に定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、第12条の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

- 4 第19条第1項(次条第1項において準用する場合を含む。)、第33条第2項又は第51条第1項第1号に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として令第109条の8に定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第54条 (略)

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第59条の2 法第3条第2項の規定により第8条、第10条、第11条、第12条(排煙設備に係る部分に限る。以下この項から第3項までにおいて同じ。)、第15条第2号(第54条第1項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)、第16条(第54条第1項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)、第17条、第19条第1項(第54条第1項において準用する場合を含む。以下この項及び第3項において同じ。)、第25条、第29条、第30条、第31条第4号、第33条第2項、第34条又は第35条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項(第3号及び第4号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。

- (1) 第8条、第11条、第12条、第17条、第25条、第30条第2号又は第31

(長屋の設置禁止、居室、出入口及び構造)

第54条 (略)

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第59条の2

条第4号の規定の適用を受けない建築物 令第137条の6の2第2項各号のいずれか(居室の部分に係る増築にあつては、同項第1号)に該当する増築又は改築に係る部分

(2) 第10条, 第15条第2号又は第16条の規定の適用を受けない建築物 増築(居室の部分に係るものを除く。以下この号において同じ。)又は改築に係る部分の対象床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超えず、かつ、当該増築又は改築が当該増築又は改築に係る部分以外の部分における避難及び消火の安全上支障とならないものである増築又は改築に係る部分

(3) 第19条第1項の規定の適用を受けない建築物 令第137条の2の2第1項各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分

(4) 第29条, 第33条第2項, 第34条又は第35条の規定の適用を受けない建築物 令第137条の4各号のいずれかに該当する増築又は改築に係る部分

(5) 第30条第1号の規定の適用を受けない建築物 令第137条の6の4第2項第1号に定める要件に該当する増築又は改築に係る部分

2 法第3条第2項の規定により第3条第1号, 第8条から第12条まで, 第14条(第54条第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。), 第15条第2号, 第16条, 第17条, 第25条, 第29条, 第30条, 第31条第4号, 第33条第2項, 第34条又は第35条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる建築物の区分に応じ, それぞれ当該各号に定める範囲内において大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては, 法第3条第3項の規定にかかわらず, これらの規定は, 適用しない。

法第3条第2項の規定により第14条(第54条第1項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。), 第29条, 第30条第1号, 第33条第2項, 第34条又は第35条の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる建築物の区分に応じ, それぞれ当該各号に定める範囲内において大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては, 法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず, これらの規定は, 適用しない。

(1) <u>第3条第1号の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における当該建築物の用途の変更(当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。)</u>を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であって、<u>令第137条の12第6項の規定により交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められたもの</u> (2) <u>第8条、第10条から第12条まで、第15条第2号、第16条、第17条、第25条、第30条第2号又は第31条第4号の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であって、当該建築物の避難の安全上支障とならないもの</u> (3) <u>第9条又は第14条の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における当該建築物の用途の変更を伴わない全ての大規模の修繕又は大規模の模様替</u> (4) <u>第29条、第33条第2項、第34条又は第35条の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における全ての大規模の修繕又は大規模の模様替</u> (5) <u>第30条第1号の規定の適用を受けない建築物 当該建築物における屋根又は外壁に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替</u>	(1) <u>第14条の規定の適用を受けない建築物 当該建築物の用途の変更を伴わない当該建築物の修繕又は模様替のすべて</u> (2) <u>第29条、第30条第1号、第33条第2項、第34条又は第35条の規定の適用を受けない建築物 当該建築物の修繕又は模様替のすべて</u>
3 法第3条第2項の規定により第8条、第11条、第12条、第17条、<u>第19条第1項、第25条、第29条、第30条、第31条第4号、第33条第2項、第34条又は第35条</u>の規定の適用を受けない建築物であって、これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める部分(以下この項において「独立部分」という。)が2以上あるものについて	2 法第3条第2項の規定により第8条、第11条、第12条、第17条、<u>第22条、第25条、第30条第2号又は第31条第4号</u>の規定の適用を受けない建築物であって、これらの規定に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める部分(以下この項において「独立部分」という。)が2以上あるものについて増築等をする場合においては、<u>法第3条第</u>

て増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この項及び次項において「増築等」という。))をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(1) 第8条、第11条、第17条、第25条、第30条第2号又は第31条第4号に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分 令第117条第2項各号に掲げる建築物の部分

(2) 第12条に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分 令第126条の2第2項各号に掲げる建築物の部分

(3) 第19条第1項、第29条、第30条第1号、第33条第2項、第34条又は第35条に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分 令第109条の8に定める建築物の部分

4 法第3条第2項の規定により第7条、第12条(非常用の照明装置に係る部分に限る。)、第15条第1号(第54条第1項において準用する場合を含む。)、第19条第2項(第54条第1項において準用する場合を含む。))若しくは第3項(同条第2項において準用する場合を含む。)、第22条、第31条第2号若しくは第3号、第32条第1項若しくは第2項又は第33条第1項の規定の適用を受けない建築物について増築

3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

(1) 第8条、第11条、第12条(非常用の照明装置に係る部分に限る。)、第17条、第22条、第25条、第30条第2号又は第31条第4号に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分 建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された部分

(2) 第12条(排煙設備に係る部分に限る。)に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分 建築物が開口部のない準耐火構造の床若しくは壁で区画されている場合における当該区画された部分又は建築物が令第126条の2第2項第1号に規定する防火設備で区画されている場合における当該区画された部分

3 法第3条第2項の規定により第31条第2号、第32条第1項又は第33条第1項第2号の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

等をする場合においては、 <u>法第3条第3項</u> の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。	
---	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 10 号

取手市切土等工事の適正な執行に関する条例を廃止する条例について

取手市切土等工事の適正な執行に関する条例（平成 21 年条例第 21 号）を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

宅地造成及び特定盛土等規制法の改正により、これまで取手市切土等工事の適正な執行に関する条例による規制の対象とされていた工事が同法による規制の対象となることから、同条例を廃止するものです。

取手市切土等工事の適正な執行に関する条例を廃止する条例

取手市切土等工事の適正な執行に関する条例（平成 21 年条例第 21 号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 11 号

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会に日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合が加入することに伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定によりその例によることとされる同法第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約を別紙のとおり変更する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

地方自治法第 252 条の 6 の規定によりその例によることとされる同法第 252 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体に日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合を加え、及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約を変更することについて協議したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものです。

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の一部を変更する規約

茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約（平成２５年４月１日施行）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後	変更前
（協議会を構成する市町及び一部事務組合） 第２条 協議会は、水戸市、<u>日立市</u>、土浦市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、つくば市、常陸大宮市、那珂市、かすみがうら市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、茨城西南地方広域市町村圏事務組合、筑西広域市町村圏事務組合、常総地方広域市町村圏事務組合、<u>鹿行広域事務組合、稲敷地方広域市町村圏事務組合及び鹿島地方事務組合</u>（以下「構成団体」という。）をもって構成する。	（協議会を構成する市町及び一部事務組合） 第２条 協議会は、水戸市、土浦市、石岡市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、つくば市、常陸大宮市、那珂市、かすみがうら市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、<u>鹿島地方事務組合</u>、茨城西南地方広域市町村圏事務組合、筑西広域市町村圏事務組合、常総地方広域市町村圏事務組合<u>及び鹿行広域事務組合</u>（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

付 則

この規約は、全ての構成団体の議会の議決があった日から起算して１０日を超えない範囲内において構成団体の長が協議して定める日から施行する。

議案第 1 2 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

路線番号	起点（番地先）	延長(m)	幅員	最大(m)
	終点（番地先）			最小(m)
1-4304	井野 821 番 6	30.95		8.00
	井野 821 番 10			5.00

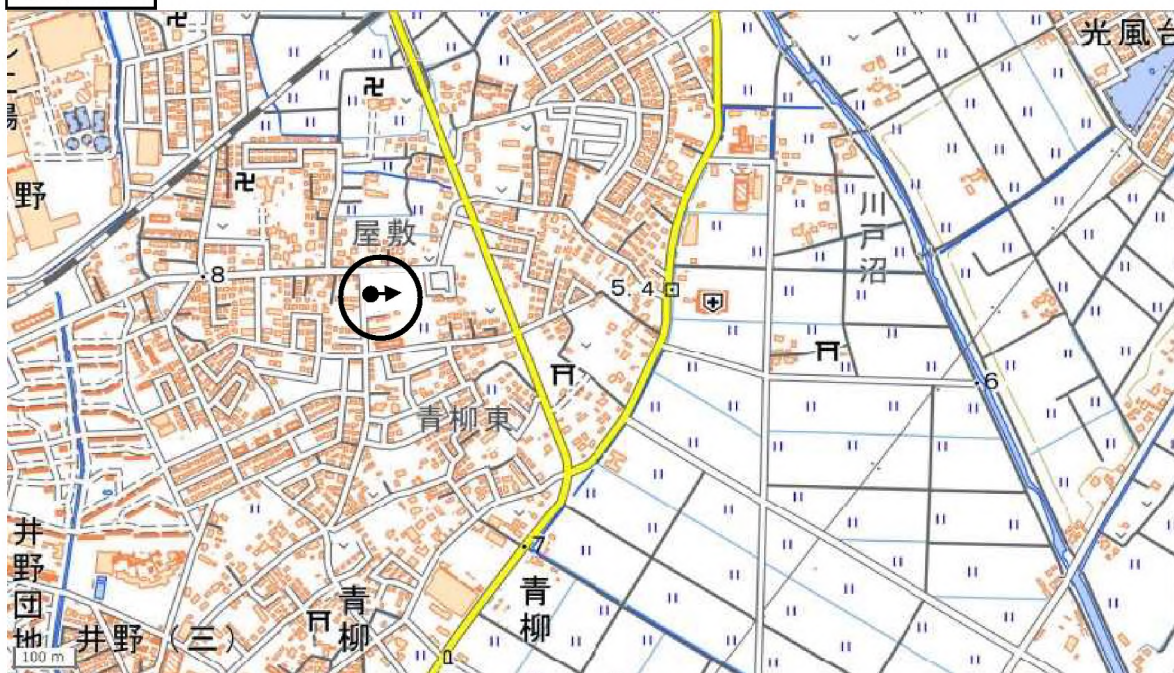
令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

開発行為により市に帰属した道路について、当該道路を市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

位置図



地理院地図を加工して作成

認定図



地理院地図を加工して作成

凡例		
起点 ● ・ 終点 →		
路線番号	延長 (m)	幅員 (m)
1-4304	30.95	5.00～8.00

議案第 1 3 号

令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 1 0 号）

令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 1 0 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 4 1， 3 4 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 8， 5 6 7， 1 3 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		9,118,516	180,000	9,298,516
	2 国 庫 補 助 金	2,743,183	180,000	2,923,183
19 繰 入 金		3,384,861	61,342	3,446,203
	2 基 金 繰 入 金	3,311,837	61,342	3,373,179
歳 入 合 計		48,325,796	241,342	48,567,138

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		19,607,636	56,308	19,663,944
	2 児 童 福 祉 費	7,216,728	56,308	7,273,036
4 衛 生 費		2,102,304	52,592	2,154,896
	1 保 健 衛 生 費	1,432,691	52,592	1,485,283
7 土 木 費		5,377,979	19,000	5,396,979
	3 都 市 計 画 費	3,597,853	19,000	3,616,853
9 教 育 費		4,122,256	113,442	4,235,698
	2 小 学 校 費	895,379	48,357	943,736
	3 中 学 校 費	484,948	25,029	509,977
	6 保 健 体 育 費	696,152	40,056	736,208
歳 出 合 計		48,325,796	241,342	48,567,138

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

(追 加)

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民 生 費	2 児 童 福 祉 費	給食費負担軽減事業（民間保育施設等分）	4 3, 5 8 9
		給食費負担軽減事業（公立保育所分）	1 2, 7 1 9
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	省エネ家電買換え補助事業	5 2, 5 9 2
7 土 木 費	1 都 市 計 画 費	地域公共交通等支援事業	1 9, 0 0 0
9 教 育 費	2 小 学 校 費	給食費負担軽減事業（小学校分）	4 8, 3 5 7
	3 中 学 校 費	給食費負担軽減事業（中学校分）	2 5, 0 2 9
	6 保 健 体 育 費	給食費負担軽減事業（給食センター分）	4 0, 0 5 6

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	9,118,516	180,000	9,298,516
19 繰入金	3,384,861	61,342	3,446,203
歳入合計	48,325,796	241,342	48,567,138

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
3 民生費	19,607,636	56,308	19,663,944	42,231				14,077
4 衛生費	2,102,304	52,592	2,154,896	38,437				14,155
7 土木費	5,377,979	19,000	5,396,979	14,250				4,750
9 教育費	4,122,256	113,442	4,235,698	85,082				28,360
歳出合計	48,325,796	241,342	48,567,138	180,000				61,342

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費国庫補助金	1,630,077	180,000	1,810,077	5 物価高騰対応重点 支援地方創生臨時 交 付 金	180,000	・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 180,000
計	2,743,183	180,000	2,923,183			

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	1,043,186	61,342	1,104,528	1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	61,342	・財政調整基金繰入金 61,342 増
計	3,311,837	61,342	3,373,179			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明		
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額			
		国県支出金	地 方 債	そ の 他						
3 児 童 入 所 費	43,589 (2,976,401) (3,019,990)	32,692			10,897	18 負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	43,589	22 民間保育園運営に要する経費	43,589 増	
		国庫支出金							(3) 民間保育園等物価高騰負担軽減事業に関する経費	43,589
		32,692			10,897				負担金、補助及び交付金 ・ 民間保育園等食材料費補助金	(43,589) 43,589
		32,692			10,897					
4 保育所費	12,719 (1,214,814) (1,227,533)	9,539			3,180	10 需 用 費 7 賄 材 料 費	12,719	20 保育所の管理運営に要する経費	12,719 増	
		国庫支出金							(3) 物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費	12,719
		9,539			3,180				需用費 賄材料費	(12,719) 12,719
		9,539			3,180					
項 計	56,308 (7,216,728) (7,273,036)	42,231			14,077					
款 計	56,308 (19,607,636) (19,663,944)	42,231			14,077					

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
6 環境衛生費	52,592	38,437			14,155			38 地球温暖化対策の推進に要する経費 (2) 省エネ家電買換え補助事業に関する経費 報酬 ・会計年度任用職員報酬 職員手当等 時間外勤務手当 旅費 費用弁償 需用費 消耗品費 役務費 通信運搬費 負担金、補助及び交付金 ・省エネ家電買換え補助金
	(79,064)	国庫支出金						
	(131,656)							
		38,437			14,155	1 報酬	1,636	
						3 職員手当等	480	
		38,437			14,155	8 旅費	58	
						1 費用弁償	58	
						10 需用費	198	
						1 消耗品費	198	
						11 役務費	220	
					1 通信運搬費	220		
					18 負担金、補助及び交付金	50,000		
項 計	52,592 (1,432,691) (1,485,283)	38,437			14,155			
款 計	52,592 (2,102,304) (2,154,896)	38,437			14,155			

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国庫支出金	地方債	その他					
1 都市計画 総務費	19,000 (549,096) (568,096)	14,250 国庫支出金 14,250			4,750	18 負担金、 補助及び 交付金	19,000	25 都市交通政策の推進に要する経費	19,000 増
		14,250			4,750			(3) 物価高騰に伴う交通事業者支援事業に関する経費	19,000
								負担金、補助及び交付金 ・ 地域公共交通等支援事業補助金	(19,000) 19,000
項 計	19,000 (3,597,853) (3,616,853)	14,250			4,750				
款 計	19,000 (5,377,979) (5,396,979)	14,250			4,750				

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

4 学 校 給 食 費	48,357 (349,034) (397,391)	36,268 国庫支出金			12,089	10 需用費 7 賄材料費	48,357	20 給食運営に要する経費 48,357 増
		36,268			12,089			(3) 物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費 48,357
		36,268			12,089			需用費 (48,357) 賄材料費 48,357

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補 正 額	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
	(補正前の額)	特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
	(計)	国県支出金	地 方 債	そ の 他				
項 計	48,357 (895,379) (943,736)	36,268			12,089			

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

4 学 校 給 食 費	25,029 (186,086) (211,115)	18,772 国庫支出金			6,257			
		18,772			6,257	10 需 用 費	25,029	20 給食運営に要する経費 25,029 増
		18,772			6,257	7 賄 材 料 費	25,029	(3) 物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費 25,029
								需用費 (25,029) 賄材料費 25,029
項 計	25,029 (484,948) (509,977)	18,772			6,257			

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

3 学校給食 センター 費	40,056 (284,893) (324,949)	30,042 国庫支出金			10,014			
		30,042			10,014	10 需 用 費	40,056	20 給食センター運営に要する経費 40,056 増
		30,042			10,014	7 賄 材 料 費	40,056	(3) 物価高騰に伴う給食費負担軽減事業に関する経費 40,056
								需用費 (40,056) 賄材料費 40,056

(款) 9 教育費 (項) 6 保健体育費 (単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
項 計	40,056 (696,152) (736,208)	30,042			10,014			
款 計	113,442 (4,122,256) (4,235,698)	85,082			28,360			
歳出合計	241,342 (48,325,796) (48,567,138)	180,000			61,342			

給 与 費 明 細 書

一 般 職
(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(897) 750	1,041,471	2,960,800	2,913,803	6,916,074	1,188,966	8,105,040	
補 正 後	(900) 750	1,043,107	2,960,800	2,914,283	6,918,190	1,188,966	8,107,156	
比 較	(3)	1,636		480	2,116		2,116	

※ () 内は、再任用職員数及び短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	72,300	58,700	57,200	115,500	14,580	197,766	43,000
	補 正 後	72,300	58,700	57,200	115,500	14,580	198,246	43,000
	比 較						480	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	796,170	663,365	501,700	345,200	35,738	11,847	737
	補 正 後	796,170	663,365	501,700	345,200	35,738	11,847	737
	比 較							

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(76) 750		2,960,800	2,769,668	5,730,468	1,062,340	6,792,808	
補 正 後	(76) 750		2,960,800	2,770,148	5,730,948	1,062,340	6,793,288	
比 較				480	480		480	

※（ ）内は、再任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前	72,300	58,700	57,200	115,500	14,580	197,766	43,000
	補 正 後	72,300	58,700	57,200	115,500	14,580	198,246	43,000
	比 較						480	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	717,700	597,700	501,700	345,200	35,738	11,847	737
	補 正 後	717,700	597,700	501,700	345,200	35,738	11,847	737
	比 較							

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	(821)	1,041,471		144,135	1,185,606	126,626	1,312,232	
補 正 後	(824)	1,043,107		144,135	1,187,242	126,626	1,313,868	
比 較	(3)	1,636			1,636		1,636	

※（ ）内は、短時間勤務の会計年度任用職員数の外書き。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 前							
	補 正 後							
	比 較							
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)	地域手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
	補 正 前	78,470	65,665					
	補 正 後	78,470	65,665					
	比 較							

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料		給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分		
		昇 給 に 伴 う 増 加 分		
		そ の 他 の 増 減 分		
職員手当	480	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童 千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤 千円	
		そ の 他 の 増 減 分	480 扶養 通勤 住居 管理職 特勤 時間外 児童 千円 期末 勤勉 退・手・負 地域 休日 夜間 管理職特勤 千円	

議案第 1 4 号

令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 1 1 号）

令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 1 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 7 2 2, 7 3 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 0, 2 8 9, 8 7 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		13,487,505	361,159	13,848,664
	1 市 民 税	6,393,958	361,159	6,755,117
10 地 方 特 例 交 付 金		569,156	5,438	574,594
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方 税減収補てん特別交付金		5,438	5,438
11 地 方 交 付 税		8,965,725	482,088	9,447,813
	1 地 方 交 付 税	8,965,725	482,088	9,447,813
15 国 庫 支 出 金		9,298,516	△197,989	9,100,527
	1 国 庫 負 担 金	6,300,423	143,885	6,444,308
	2 国 庫 補 助 金	2,923,183	△341,874	2,581,309
16 県 支 出 金		2,832,693	51,956	2,884,649
	1 県 負 担 金	2,066,789	51,438	2,118,227
	2 県 補 助 金	578,294	518	578,812
17 財 産 収 入		224,300	3,336	227,636
	1 財 産 運 用 収 入	58,403	2,274	60,677
	2 財 産 売 払 収 入	165,897	1,062	166,959
18 寄 附 金		2,517,886	300	2,518,186
	1 寄 附 金	2,517,886	300	2,518,186
19 繰 入 金		3,446,203	△659,114	2,787,089
	2 基 金 繰 入 金	3,373,179	△659,114	2,714,065
21 諸 収 入		800,264	185,162	985,426
	3 貸 付 金 元 利 収 入	45,930	337	46,267

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 受 託 事 業 収 入	57,287	890	58,177
	5 収 益 事 業 収 入	20,000	90,000	110,000
	6 雑 入	641,045	93,935	734,980
22 市 債		1,489,040	1,490,400	2,979,440
	1 市 債	1,489,040	1,490,400	2,979,440
歳 入 合 計		48,567,138	1,722,736	50,289,874

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		9,961,514	184,507	10,146,021
	1 総 務 管 理 費	9,076,432	184,507	9,260,939
3 民 生 費		19,663,944	278,238	19,942,182
	1 社 会 福 祉 費	9,775,953	40,839	9,816,792
	2 児 童 福 祉 費	7,273,036	207,069	7,480,105
	3 生 活 保 護 費	2,614,682	30,330	2,645,012
4 衛 生 費		2,154,896	△145,172	2,009,724
	1 保 健 衛 生 費	1,485,283	△145,172	1,340,111
7 土 木 費		5,396,979	7,940	5,404,919
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,535,027		1,535,027
	3 都 市 計 画 費	3,616,853	7,940	3,624,793
9 教 育 費		4,235,698	1,397,223	5,632,921
	1 教 育 総 務 費	876,108	2,333	878,441
	2 小 学 校 費	943,736	911,400	1,855,136
	3 中 学 校 費	509,977	466,300	976,277
	6 保 健 体 育 費	736,208	17,190	753,398
歳 出 合 計		48,567,138	1,722,736	50,289,874

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

(追 加)

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	藤代庁舎空調設備改修事業	2, 4 5 3
		藤代庁舎受変電設備改修事業	4, 9 5 0
3 民 生 費	3 生 活 保 護 費	訴訟関係経費	3 3 0
7 土 木 費	2 道 路 橋 り ょ う 費	橋りょう長寿命化事業	1 6, 3 6 7
		歩道橋長寿命化事業	8 2, 3 1 2
		戸頭新屋敷（市道2241号線他）道路改良事業	5 9, 6 8 9
		桑原（市道4042号線）通学路整備事業	2 3, 0 5 8
	3 都 市 計 画 費	桑原地区整備推進事業	4 3, 5 8 5
		地籍調査事業	1 9, 5 5 4
		都計道3・5・23号北敷・沼附線整備事業	1 1 0, 0 5 3
		下高井水砂雨水排水整備事業	2 7, 1 9 3
	4 住 宅 費	旧住宅用地造成事業	2 9, 3 7 0
9 教 育 費	1 教 育 総 務 費	戸頭小学校損害賠償金	2 3 6
	2 小 学 校 費	小学校遊具安全対策事業	4 0, 0 0 0
		白山小学校校舎・体育館長寿命化改良事業	7 6 1, 4 0 0
		高井小学校校舎増築事業	1 1 0, 0 0 0
	3 中 学 校 費	永山中学校改修事業	4 6 6, 3 0 0
	5 社 会 教 育 費	東京芸術大学連携事業	2, 0 0 0
1 0 災 害 復 旧 費	3 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	道路橋りょう災害復旧事業	3 6, 3 7 4

第 3 表 債務負担行為補正

(変 更)

(単位 千円)

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
いばらき消防救急無線・ 指令センター更新費負担金	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	7,364	いばらき消防救急無線・ 指令センター更新費負担金	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	7,367

第 4 表 地 方 債 補 正

(追 加) (単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小 学 校 施 設 整 備 事 業	851,200	普通貸借	3. 0 %以内	3 0 年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,600	又 は 証券発行	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	

(変 更) (単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市 道 整 備 事 業	578,400	普通貸借 又 は 証券発行	3. 0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	3 0 年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	713,600	普通貸借 又 は 証券発行	3. 0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	3 0 年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
都 市 排 水 路 整 備 事 業	92,600				0			
中 学 校 施 設 整 備 事 業	8,400				400,700			
グリーンスポーツセンター整備事業	41,300				29,300			
合 併 特 例 事 業	58,800				145,000			
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業	57,900				181,400			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	13,487,505	361,159	13,848,664
10 地 方 特 例 交 付 金	569,156	5,438	574,594
11 地 方 交 付 税	8,965,725	482,088	9,447,813
15 国 庫 支 出 金	9,298,516	△197,989	9,100,527
16 県 支 出 金	2,832,693	51,956	2,884,649
17 財 産 収 入	224,300	3,336	227,636
18 寄 附 金	2,517,886	300	2,518,186
19 繰 入 金	3,446,203	△659,114	2,787,089
21 諸 収 入	800,264	185,162	985,426
22 市 債	1,489,040	1,490,400	2,979,440
歳 入 合 計	48,567,138	1,722,736	50,289,874

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2 総 務 費	9,961,514	184,507	10,146,021			3,081	181,426	
3 民 生 費	19,663,944	278,238	19,942,182	176,277		1,014	100,947	
4 衛 生 費	2,154,896	△145,172	2,009,724	△208,014		91,632	△28,790	
7 土 木 費	5,396,979	7,940	5,404,919	△228,273	237,200	△20,804	19,817	
9 教 育 費	4,235,698	1,397,223	5,632,921	113,977	1,253,200	△2,501	32,547	
歳 出 合 計	48,567,138	1,722,736	50,289,874	△146,033	1,490,400	72,422	305,947	

2 歳 入

(款) 1 市税

(項) 1 市民税

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 法 人	934,120	361,159	1,295,279	1 現 年 課 税 分	361,159	・法人税割 361,159 増
計	6,393,958	361,159	6,755,117			

(款) 10 地方特例交付金

(項) 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金

1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	0	5,438	5,438	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金	5,438	・新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金 5,438
計	0	5,438	5,438			

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地 方 交 付 税	8,965,725	482,088	9,447,813	1 地 方 交 付 税	482,088	・普通交付税 482,088 増
計	8,965,725	482,088	9,447,813			

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	6,254,768	134,661	6,389,429	1 社会福祉費負担金	3,250	・自立支援補装具費負担金 3,250 増
				4 児童福祉費負担金	108,911	・子どものための教育・保育給付費負担金 106,411 増 ・障害児入所給付費等負担金 2,500 増
				5 生活保護費負担金	22,500	・生活保護費負担金 22,500 増
3 教育費国庫負担金	0	9,224	9,224	1 小 学 校 費 負 担 金	9,224	・公立学校施設整備費負担金 9,224
計	6,300,423	143,885	6,444,308			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 衛生費国庫補助金	297,253	△208,014	89,239	2 予 防 費 補 助 金	△208,014	・新型コロナウイルスワクチン助成金 208,014 減
4 土木費国庫補助金	515,624	△238,613	277,011	1 市 道 整 備 事 業 費 補 助 金	△235,560	・防災・安全交付金（インフラ老朽化対策分） 132,508 減 ・防災・安全交付金（生活空間の安全確保分） 103,052 減
				3 建 築 指 導 費 補 助 金	△3,053	・社会資本整備総合交付金（地域防災拠点建築物整備緊急促進事業分） 3,053 減
5 教育費国庫補助金	62,028	104,753	166,781	3 小 学 校 費 補 助 金	37,528	・学校施設環境改善交付金 37,528
				4 中 学 校 費 補 助 金	67,225	・学校施設環境改善交付金 67,225
計	2,923,183	△341,874	2,581,309			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費県負担金	2,065,415	39,063	2,104,478	1 社会福祉費負担金	1,625	・ 自立支援補装具費負担金 1,625 増
				3 児童福祉費負担金	37,438	・ 子どものための教育・保育給付費負担金 36,188 増 ・ 障害児通所給付費等負担金 1,250 増
				1 地籍調査費負担金	12,375	・ 地籍調査費負担金 12,375
5 土木費県負担金	0	12,375	12,375			
計	2,066,789	51,438	2,118,227			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	442,331	2,553	444,884	3 医療福祉費補助金	350	・ 医療福祉事務費 162 増 ・ 医療福祉医療費 188 増
				4 児童福祉費補助金	2,203	・ 子どものための教育・保育給付費補助金 2,203 増
6 土木費県補助金	13,181	△2,035	11,146	1 建築指導費補助金	△2,035	・ 大規模建築物等耐震化支援事業補助金 2,035 減
計	578,294	518	578,812			

(款) 17 財産収入

(項) 1 財産運用収入

2 利子及び配当金	13,679	2,274	15,953	1 利子及び配当金	2,274	・ 財政調整基金利子 328 増
						・ 奨学基金利子 1 減
						・ 学校施設整備基金利子 263 増
						・ みどりの基金利子 7 減
						・ 地域振興基金利子 1,691 増
計	58,403	2,274	60,677			

(款) 17 財産収入

(項) 2 財産売払収入

2 物品売払収入	1,962	1,062	3,024	1 物品売払収入	1,062	・ 物品売払収入 1,062 増
計	165,897	1,062	166,959			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

7 土木費寄附金	200	50	250	1 土木費寄附金	50	・ みどりの基金寄附金 50 増
9 教育費寄附金	775	250	1,025	1 教育費寄附金	250	・ 教育費寄附金 250 増
計	2,517,886	300	2,518,186			

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	1, 104, 528	△635, 167	469, 361	1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	△635, 167	・ 財政調整基金繰入金 635, 167 減
4 公 共 施 設 整 備 基 金 繰 入 金	104, 307	△23, 947	80, 360	1 公 共 施 設 整 備 基 金 繰 入 金	△23, 947	・ 公共施設整備基金繰入金 23, 947 減
計	3, 373, 179	△659, 114	2, 714, 065			

(款) 21 諸収入

(項) 3 貸付金元利収入

1 貸 付 金 元 利 収 入	45, 930	337	46, 267	4 教 育 費 貸 付 金 元 利 収 入	337	・ 奨学金貸付金元利収入 71 増 ・ 奨学金貸付金元利収入 (過年度) 266 増
計	45, 930	337	46, 267			

(款) 21 諸収入

(項) 4 受託事業収入

1 民 生 費 受 託 事 業 収 入	52, 308	890	53, 198	2 後 期 高 齢 者 健 診 事 業 受 託 収 入	890	・ 後期高齢者健診事業受託収入 890 増
計	57, 287	890	58, 177			

(款) 21 諸収入

(項) 5 収益事業収入

1 競 輪 事 業 特 別 会 計 繰 入 金	20, 000	90, 000	110, 000	1 競 輪 事 業 特 別 会 計 繰 入 金	90, 000	・ 競輪事業特別会計繰入金 90, 000 増
計	20, 000	90, 000	110, 000			

(款) 21 諸収入

(項) 6 雑入

5 雑 入	221, 427	93, 935	315, 362	5 民 生 費 雑 入	2, 303	・ 後期高齢者医療制度特別対策補助金 124 増 ・ かたらいの郷指定管理料精算金 2, 179
				6 衛 生 費 雑 入	91, 632	・ 新型コロナウイルスワクチン助成金 91, 632
計	641, 045	93, 935	734, 980			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

3 土 木 債	717, 300	42, 600	759, 900	1 市 道 整 備 事 業 債	135, 200	・ 市道整備事業債 135, 200 増
				2 都 市 計 画 事 業 債	△92, 600	・ 都市排水路整備事業債 92, 600 減

(款) 22 市債

(項) 1 市債

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 教 育 債	81,700	1,231,500	1,313,200	1 中 学 校 施 設 整 備 事 業 債	392,300	・ 中学校施設整備事業債 392,300 増
				3 保 健 体 育 施 設 整 備 事 業 債	△12,000	・ グリーンスポーツセンター整備事業債 12,000 減
				5 小 学 校 施 設 整 備 事 業 債	851,200	・ 小学校施設整備事業債 851,200
7 合 併 特 例 債	58,800	86,200	145,000	1 合 併 特 例 債	86,200	・ 合併特例債 86,200 増
13 緊急自然災害防止 対 策 事 業 債	57,900	123,500	181,400	1 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 債	123,500	・ 緊急自然災害防止対策事業債 123,500 増
14 防災・減災・国土 強 靱 化 緊 急 対 策 事 業 債	0	6,600	6,600	1 防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化 緊 急 対 策 事 業 債	6,600	・ 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 6,600
計	1,489,040	1,490,400	2,979,440			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
4 財政管理費	1,691 (3,786,842) (3,788,533)			1,691 財産収入		24 積立金	1,691	22 地域振興基金積立金 1,691 増
				1,691				積立金 (1,691 増) ・ 地域振興基金積立金 1,691 増
6 財産管理費	1,062 (610,466) (611,528)			1,062 財産収入		24 積立金	1,062	25 公共施設整備基金積立金 1,062 増
				1,062				積立金 (1,062 増) ・ 公共施設整備基金積立金 1,062 増
8 電算組織管理費	△6,124 (427,962) (421,838)				△6,124	13 使用料及び賃借料	△6,124	20 電算・ＯＡ化等に要する経費 6,124 減
					△6,124			使用料及び賃借料 (6,124 減) ・ ガバメントクラウド利用料 6,124 減
14 財政調整基金費	187,878 (670,263) (858,141)			328 財産収入	187,550	24 積立金	187,878	20 財政調整基金積立金 328 増
				328				積立金 (328 増)

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
14 財政調整基金費					187,550			・ 財政調整基金積立金 328 増
								21 減債基金積立金 187,550 増
								積立金 (187,550 増) ・ 減債基金積立金 187,550 増
項 計	184,507 (9,076,432) (9,260,939)			3,081	181,426			
款 計	184,507 (9,961,514) (10,146,021)			3,081	181,426			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総務費	3,670 (2,797,546) (2,801,216)				3,670			
					1,680	12 委託料	1,990	31 特定疾病療養者見舞金支給に要する経費 1,680 増
						19 扶助費	1,680	扶助費 (1,680 増) ・特定疾病療養者見舞金 1,680 増
					1,990			42 ウェルネスプラザ管理運営に要する経費 1,990 増
								委託料 (1,990 増) ・ウェルネスプラザ指定管理料 1,990 増

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他					
2 障害者福祉費	6,500 (2,663,374) (2,669,874)	3,250			1,625	19 扶助費	6,500	33 自立支援に要する経費 (3) 補装具費に関する経費 扶助費 ・補装具交付及び修理費	
		国庫支出金							
		1,625			1,625				
		県支出金							
		4,875			1,625			6,500 増	
		4,875			1,625			6,500 増	
								(6,500 増) 6,500 増	
3 老人福祉費	9,279 (3,648,815) (3,658,094)			1,014	8,265	27 繰出金	9,279	48 介護保険特別会計繰出金 繰出金 ・介護保険特別会計繰出金 72 後期高齢者医療特別会計繰出金 繰出金 ・後期高齢者医療特別会計繰出金	
					5,880				
					2,385				
				1,014					
								5,880 増	
								(5,880 増) 5,880 増	
								3,399 増	
								(3,399 増) 3,399 増	
5 医療福祉費	21,390 (665,569) (686,959)	350			21,040	11 役務費 4 手数料 19 扶助費	1,368 1,368 20,022	5 医療福祉事務に要する経費 役務費	
		県支出金							
		162			1,206				
								1,368 増	
								(1,368 増)	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
5 医 療 福 祉 費								手数料 1,368 増
		188			19,834			6 医療福祉費助成に要する経費 20,022 増
								扶助費 (20,022 増) ・ 医療費 (補助) 377 増 ・ 医療費 (単独) 19,645 増
項 計	40,839 (9,775,953) (9,816,792)	5,225		1,014	34,600			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

2 児童措置費	5,000 (2,362,312) (2,367,312)	2,500			1,250			
		国庫支出金						
		1,250						
		県支出金						
		3,750			1,250	19 扶助費	5,000	29 障害児通所給付費に要する経費 5,000 増
								扶助費 (5,000 増) ・障害児通所給付費 5,000 増
3 児童入所費	202,069 (3,019,990) (3,222,059)	106,411			57,267			
		国庫支出金						
		38,391						
		県支出金						
		139,704			54,973	19 扶助費	202,069	20 民間保育園入所に要する経費 194,677 増
								扶助費 (194,677 増) ・民間保育園児入所費 126,312 増

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3 児 童 入 所 費								・ 地域型保育園児入所費 14,512 増
								・ 施設給付型幼稚園児入所費 12,720 増
								・ 認定こども園2号3号認定児入所費 41,133 増
		5,098			2,294			24 管外保育園入所に要する経費 7,392 増
								扶助費 (7,392 増)
								・ 管外私立施設型給付幼稚園入所費 7,392 増
項 計	207,069 (7,273,036) (7,480,105)	148,552			58,517			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護 総務費	330 (156,382) (156,712)				330	12 委託料	330	
					330			5 生活保護事務に要する経費 330 増
								委託料 (330 増) ・訴訟代理委託料 330
2 扶助費	30,000 (2,458,300) (2,488,300)	22,500 国庫支出金			7,500	19 扶助費	30,000	
		22,500			7,500			20 生活保護に要する経費 30,000 増
								扶助費 (30,000 増) ・医療扶助 30,000 増

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
項 計	30,330 (2,614,682) (2,645,012)	22,500			7,830			
款 計	278,238 (19,663,944) (19,942,182)	176,277		1,014	100,947			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

2 予防費	△145,172 (608,564) (463,392)	△208,014 国庫支出金		91,632 諸収入	△28,790			
		△208,014		91,632	△28,790	12 委託料	△145,172	20 予防接種に要する経費 145,172 減
		△208,014		91,632	△28,790			(2) 新型コロナウイルスワクチン接種に関する経費 145,172 減
								委託料 (145,172 減) ・ 予防接種委託料 145,172 減
項 計	△145,172 (1,485,283) (1,340,111)	△208,014		91,632	△28,790			
款 計	△145,172 (2,154,896) (2,009,724)	△208,014		91,632	△28,790			

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

2 道路維持費	0 (985,365) (985,365)	△214,321 国庫支出金	187,100		27,221			
		△132,508	109,800		22,708			20 道路維持補修に要する経費

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 道 路 維 持 費								財源充当の変更
		△81,813	77,300		4,513			26 道路維持に要する経費
		△81,813	77,300		4,513			(2) ふれあい道路（市道0106号線）
								財源充当の変更
3 道 路 改 良 費	0 (388,556) (388,556)	△21,268 国庫支出金	19,200		2,068			
		△21,268	19,200		2,068			25 通学路整備に要する経費
		△8,714	7,900		814			(30) 桑原（市道4042号線）
								財源充当の変更
		△11,085	10,000		1,085			(32) 井野台一丁目（市道4113号線他）
								財源充当の変更
		△1,469	1,300		169			(34) 野々井（市道2365号線）
							財源充当の変更	
項 計	0 (1,535,027) (1,535,027)	△235,589	206,300		29,289			

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他					
2 建築指導費	△6,107 (16,397) (10,290)	△3,053			△1,019	18 負担金、補助及び交付金	△6,107	23 大規模建築物等耐震化支援事業に要する経費	6,107 減
		国庫支出金						負担金、補助及び交付金	(6,107 減)
		△2,035			△1,019			・大規模建築物等耐震診断補助金	6,107 減
		県支出金							
		△5,088							
3 地籍調査費	19,554 (631) (20,185)	12,375			7,179				
		県支出金							
		12,375			7,179	7 報償費	536	20 地籍調査事業に要する経費	19,554 増
						10 需用費	742		
						1 消耗品費	740	報償費	(536)
								・地籍調査推進委員謝礼	536
						3 食糧費	2	需用費	(742 増)
						11 役務費	362	消耗品費	740
						1 通信運搬費	362	食糧費	2
						12 委託料	16,000	役務費	(362 増)
4 街路事業費	0 (176,859) (176,859)	29			△29				
		国庫支出金				14 工事請負費	50,000	通信運搬費	362
								委託料	(16,000 増)
								・地籍調査測量委託料	16,000 増
								使用料及び賃借料	(1,914 増)
								・地籍調査支援システム使用料	1,914

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
4 街 路 事 業 費		29			△29	16 公 有 財 産 購 入 費	△10,000	21 都市計画道路 3・4・7号取手東口城根線に要する 経費
		29			△29	21 補 償、補 填 及 び 賠 償 金	△40,000	(1) 3・4・7号 (台宿工区)
								財源充当の変更
								22 都市計画道路 3・5・23号北敷・沼附線に要する 経費
							工事請負費 (50,000 増) ・道路改良工事 50,000 増 公有財産購入費 (10,000 減) ・用地代 10,000 減 補償、補填及び賠償金 (40,000 減) ・物件移転補償費 40,000 減	
5 都 市 排 水 費	0 (222,641) (222,641)		30,900	△20,847 繰入金	△10,053			
			20,800	△20,847	47			21 樋管の維持管理に要する経費
								財源充当の変更
			10,100		△10,100			27 都市排水整備に要する経費
			3,700		△3,700			(56) 藤代地区雨水排水
							財源充当の変更	

(款) 7 土木費

(項) 3 都市計画費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
5 都市排水費			6,400		△6,400			(74) 下高井水砂雨水排水
								財源充当の変更
7 公園緑地費	43 (310,053) (310,096)			△7 財産収入 50 寄附金 43		24 積立金	43	26 みどりの基金積立金 43 増
								積立金 (43 増) ・みどりの基金積立金 43 増
8 西口都市整備事業費	△5,550 (672,176) (666,626)				△5,550	27 繰出金	△5,550	20 取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金 5,550 減
								繰出金 (5,550 減) ・取手駅西口都市整備事業特別会計繰出金 5,550 減
項計	7,940 (3,616,853) (3,624,793)	7,316	30,900	△20,804	△9,472			
款計	7,940 (5,396,979) (5,404,919)	△228,273	237,200	△20,804	19,817			

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他					
2 事務局費	263 (599,604) (599,867)			263 財産収入		24 積立金	263	21 学校施設整備基金積立金	263 増
			263		積立金 ・学校施設整備基金積立金			(263 増) 263 増	
3 育英 事業費	336 (4,223) (4,559)			△1 財産収入		20 貸付金 24 積立金	△1,320 1,656	21 奨学生貸付金	1,320 減
			337 諸収入		貸付金 ・奨学生貸付金			(1,320 減) 1,320 減	
			△610	△710	22 奨学基金積立金			1,656 増	
			946	710	積立金 ・奨学基金積立金			(1,656 増) 1,656 増	
4 教育研究 指導費	1,734 (257,696) (259,430)				1,734	18 負担金、 補助及び 交付金	1,734	20 指導主事に要する経費	1,734 増
				1,734	負担金、補助及び交付金 ・指導主事派遣負担金			(1,734 増) 1,734 増	

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
項 計	2,333 (876,108) (878,441)			599	1,734			

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

1 学 校 管 理 費	40,000 (412,781) (452,781)	11,799	27,800		401	14 工事請負費	40,000	20 小学校管理に要する経費	40,000 増
		11,799	27,800		401			工事請負費 ・遊具更新工事	(40,000 増) 40,000
3 学 校 建 設 費	871,400 (35,980) (907,380)	34,953	823,400		13,047	12 委 託 料 14 工事請負費	25,400 846,000	22 小学校建設事業に要する経費	871,400 増
		34,953	823,400		13,047			(3) 白山小学校	761,400 増
		26,200	722,200		13,000			委託料 ・校舎・体育館長寿命化改良工事監理業務委託料	(25,400 増) 25,400
								工事請負費 ・校舎・体育館長寿命化改良工事	(736,000) 736,000
		8,753	101,200		47			(13) 高井小学校	110,000
								工事請負費 ・校庭整備工事	(110,000) 110,000

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
項 計	911,400 (943,736) (1,855,136)	46,752	851,200		13,448			

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

3 学 校 建 設 費	466,300 (26,710) (493,010)	67,225 国庫支出金	398,900		175			
		67,225	398,900		175	12 委 託 料	16,300	21 中学校建設事業に要する経費 466,300 増
		67,225	398,900		175	14 工事請負費	450,000	(4) 永山中学校 466,300 増
								委託料 (16,300 増) ・校舎・体育館改修工事監理業務委託料 16,300 工事請負費 (450,000) ・校舎・体育館改修工事 450,000
項 計	466,300 (509,977) (976,277)	67,225	398,900		175			

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

2 体 育 施 設 費	17,190 (330,341) (347,531)		3,100	△3,100 繰入金	17,190			
			3,100	△3,100	17,190	12 委 託 料	17,190	20 取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費 17,190 増
								委託料 (17,190 増) ・グリーンスポーツセンター指定管理料 17,190 増

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
項 計	17,190 (736,208) (753,398)		3,100	△3,100	17,190			
款 計	1,397,223 (4,235,698) (5,632,921)	113,977	1,253,200	△2,501	32,547			
歳出合計	1,722,736 (48,567,138) (50,289,874)	△146,033	1,490,400	72,422	305,947			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(令和 6年度変更分(変更後))

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
いばらき消防救急無線・指令 センター更新費負担金	7,367			6- 7	7,367		6,500		867
合 計	7,367				7,367		6,500		867

地方債の前々年度及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	19,953,112	21,008,117	4,827,200	1,948,673	23,886,644
(1) 総務債	162,444	145,524		16,976	128,548
(2) 民生債	227,154	227,039	58,300	20,416	264,923
(3) 衛生債	9,980	16,910		1,562	15,348
(4) 農林水産業債	163,023	142,098	17,700	28,418	131,380
(5) 商工債	28,316	25,598		2,718	22,880
(6) 土木債	1,730,171	1,686,922	940,500	239,640	2,387,782
(7) 消防債	525,662	521,900	188,300	76,422	633,778
(8) 教育債	2,711,287	3,179,276	2,567,400	234,744	5,511,932
(9) 合併特例債	12,639,350	13,375,027	531,600	1,143,182	12,763,445
(10) 行政改革等推進債(地域再生分)	8,560	1,354		1,354	
(11) 災害復旧債	16,967	12,883		4,105	8,778
(12) 緊急防災・減災事業債	746,792	609,132	68,600	110,465	567,267
(13) 全国防災事業債	75,552	71,361		4,195	67,166
(14) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	742,554	698,688	83,800	44,512	737,976
(15) 緊急自然災害防止対策事業債	30,000	41,865	237,400	1,568	277,697
(16) 公共施設等適正管理推進事業債	135,300	158,140	53,100	18,396	192,844
(17) 脱炭素化事業債		94,400	70,800		165,200
(18) 防災対策事業債			9,700		9,700
2. 減税補てん債	172,340	102,517		50,787	51,730
3. 臨時財政対策債	21,348,006	19,783,100	106,840	1,810,648	18,079,292
4. 減収補てん債	1,256,476	909,993		181,384	728,609
5. 調整債	174,720	164,640		10,080	154,560
6. 退職手当債	67,900	33,960		33,960	
7. 災害援護資金貸付債	6,664	10,138		3,350	6,788
合 計	42,979,218	42,012,465	4,934,040	4,038,882	42,907,623

議案第 15 号

令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 109,900 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,280,838 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の廃止は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 27 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		341,930	△54,950	286,980
	1 国庫補助金	341,930	△54,950	286,980
4 繰入金		672,176	△5,550	666,626
	1 他会計繰入金	672,176	△5,550	666,626
7 市債		324,700	△49,400	275,300
	1 市債	324,700	△49,400	275,300
歳入合計		1,390,738	△109,900	1,280,838

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		943,953	△109,900	834,053
	3 事業費	821,024	△109,900	711,124
歳出合計		1,390,738	△109,900	1,280,838

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 事 業 費	3 事 業 費	取手駅北土地地区画整理事業	1 1 9, 5 9 2

第 3 表 地 方 債 補 正

(廃 止)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
取 手 駅 北 市 街 地 業 再 開 発 事 業	49,400	普通貸借 又 は 証券発行	3. 0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	3 0 年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	—	—	—	—

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金	341,930	△54,950	286,980
4 繰入金	672,176	△5,550	666,626
7 市債	324,700	△49,400	275,300
歳入合計	1,390,738	△109,900	1,280,838

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	943,953	△109,900	834,053	△54,950	△49,400	△5,550	
歳出合計	1,390,738	△109,900	1,280,838	△54,950	△49,400	△5,550	

2 歳 入

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 国 庫 補 助 金	341,930	△54,950	286,980	2 市 街 地 再 開 発 事 業 補 助 金	△54,950	・ 社会資本整備総合交付金（住環境整備事業分） 54,950 減
計	341,930	△54,950	286,980			

(款) 4 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一 般 会 計 繰 入 金	672,176	△5,550	666,626	1 一 般 会 計 繰 入 金	△5,550	・ 一般会計繰入金 5,550 減
計	672,176	△5,550	666,626			

(款) 7 市債

(項) 1 市債

1 土 木 債	324,700	△49,400	275,300	1 都 市 計 画 事 業 債	△49,400	・ 取手駅北市街地再開発事業債 49,400 減
計	324,700	△49,400	275,300			

3 歳 出

(款) 1 事業費

(項) 3 事業費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 事 業 費	△109,900	△54,950	△49,400	△5,550				
	(821,024)	国庫支出金		繰入金				
	(711,124)	△54,950	△49,400	△5,550		18 負 担 金 、	△109,900	77 取手駅北地区建築物整備事業に要する経費 109,900 減
						補 助 及 び 交 付 金		負担金、補助及び交付金 (109,900 減) ・ 市街地再開発事業等補助金 109,900 減
項 計	△109,900 (821,024) (711,124)	△54,950	△49,400	△5,550				
款 計	△109,900 (943,953) (834,053)	△54,950	△49,400	△5,550				
歳出合計	△109,900 (1,390,738) (1,280,838)	△54,950	△49,400	△5,550				

地方債の前々年度及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
取手駅北土地区画整理事業債	3,284,548	3,488,570	414,400	204,420	3,698,550
地方特定道路整備事業債	371,106	305,156		67,078	238,078
地方道路整備事業債	43,181	38,714		4,677	34,037
街路整備事業債	7,433	6,653		780	5,873
合併特例債	1,718,050	1,608,183		109,812	1,498,371
行政改革等推進債（地域再生分）	1,380	486		486	
減収補てん債	120,331	111,682		8,570	103,112
まちづくり総合支援事業債	26,990	13,424		13,424	
合 計	5,573,019	5,572,868	414,400	409,247	5,578,021

議案第 16 号

令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 399 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 985, 597 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 27 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		1,948,443	3,399	1,951,842
	1 一般会計繰入金	1,948,443	3,399	1,951,842
歳入合計		3,982,198	3,399	3,985,597

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		221,050	3,399	224,449
	1 総務管理費	216,101	3,399	219,500
歳出合計		3,982,198	3,399	3,985,597

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	1,948,443	3,399	1,951,842
歳入合計	3,982,198	3,399	3,985,597

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	221,050	3,399	224,449			3,399	
歳出合計	3,982,198	3,399	3,985,597			3,399	

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 健 康 増 進 事 業 繰 入 金	92,110	3,399	95,509	1 健 康 増 進 事 業 繰 入 金	3,399	・ 後期高齢者人間ドック検診事業繰入金 3,399 増
計	1,948,443	3,399	1,951,842			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一 般 管 理 費	3,399 (216,101) (219,500)			3,399 繰入金		18 負 担 金、 補 助 及 び 交 付 金	3,399	70 後期高齢者医療事務に要する経費	3,399 増
					負担金、補助及び交付金 (3,399 増) ・ 後期高齢者人間ドック検診助成金 3,399 増				
項 計	3,399 (216,101) (219,500)			3,399					
款 計	3,399 (221,050) (224,449)			3,399					
歳出合計	3,399 (3,982,198) (3,985,597)			3,399					

議案第 17 号

令和 6 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 47,042 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,612,917 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 27 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		2,062,110	84,993	2,147,103
	1 介護保険料	2,062,110	84,993	2,147,103
3 国庫支出金		1,852,426	8,634	1,861,060
	1 国庫負担金	1,577,006	7,908	1,584,914
	2 国庫補助金	275,420	726	276,146
4 支払基金交付金		2,441,457	12,701	2,454,158
	1 支払基金交付金	2,441,457	12,701	2,454,158
5 県支出金		1,337,496	7,380	1,344,876
	1 県負担金	1,266,134	7,380	1,273,514
7 繰入金		1,692,246	△66,666	1,625,580
	1 一般会計繰入金	1,484,733	5,880	1,490,613
	2 基金繰入金	207,513	△72,546	134,967
歳入合計		9,565,875	47,042	9,612,917

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		8,748,128	47,042	8,795,170
	1 介護サービス等諸費	8,072,888	47,000	8,119,888
	3 その他の諸費	8,337	42	8,379
	4 高額介護サービス等費	216,524		216,524
3 地域支援事業費		455,732		455,732
	1 介護予防生活支援サービス事業費	213,905		213,905
歳出合計		9,565,875	47,042	9,612,917

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料	2,062,110	84,993	2,147,103
3 国庫支出金	1,852,426	8,634	1,861,060
4 支払基金交付金	2,441,457	12,701	2,454,158
5 県支出金	1,337,496	7,380	1,344,876
7 繰入金	1,692,246	△66,666	1,625,580
歳入合計	9,565,875	47,042	9,612,917

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 保険給付費	8,748,128	47,042	8,795,170	16,014		31,028	
3 地域支援事業費	455,732		455,732				
歳出合計	9,565,875	47,042	9,612,917	16,014		31,028	

2 歳 入

(款) 1 介護保険料

(項) 1 介護保険料

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 第 1 号 被 保 険 者 保 険 料	2,062,110	84,993	2,147,103	1 現 年 度 分 特 別 徴 収 保 険 料	45,578	・ 特別徴収分 45,578 増
				2 現 年 度 分 普 通 徴 収 保 険 料	39,415	・ 普通徴収分 39,415 増
計	2,062,110	84,993	2,147,103			

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 介護給付費負担金	1,577,006	7,908	1,584,914	1 現 年 度 分	7,908	・ 介護給付費負担金 7,908 増
計	1,577,006	7,908	1,584,914			

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 財 政 調 整 交 付 金	109,000	537	109,537	1 現 年 度 分	537	・ 特別調整交付金 537
6 災 害 臨 時 特 例 補 助 金	0	189	189	1 現 年 度 分	189	・ 災害臨時特例補助金 189
計	275,420	726	276,146			

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 介護給付費交付金	2,380,420	12,701	2,393,121	1 現 年 度 分	12,701	・ 第2号被保険者保険料 12,701 増
計	2,441,457	12,701	2,454,158			

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

1 介護給付費負担金	1,266,134	7,380	1,273,514	1 現 年 度 分	7,380	・ 介護給付費負担金 7,380 増
計	1,266,134	7,380	1,273,514			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 介護給付費繰入金	1,093,516	5,880	1,099,396	1 現 年 度 分	5,880	・ 介護給付費繰入金 5,880 増
計	1,484,733	5,880	1,490,613			

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 介護給付費準備 基 金 繰 入 金	207,513	△72,546	134,967	1 介護給付費準備 基 金 繰 入 金	△72,546	・ 介護給付費準備基金繰入金 72,546 減
計	207,513	△72,546	134,967			

3 歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他					
1 居宅介護サービス給付費	17,000 (3,351,280) (3,368,280)	4,126 国庫支出金 2,125 県支出金 6,251		△40,251 繰入金 4,590 諸収入 46,410 保険料 10,749		18 負担金、補助及び交付金	17,000	75 居宅介護サービス給付費に要する経費	17,000 増
					負担金、補助及び交付金 ・ 居宅介護サービス給付費			(17,000 増) 17,000 増	
3 施設介護サービス給付費	30,000 (3,247,540) (3,277,540)	4,500 国庫支出金 5,250 県支出金 9,750		△13,330 繰入金 8,100 諸収入 25,480 保険料 20,250		18 負担金、補助及び交付金	30,000	75 施設介護サービス給付費に要する経費	30,000 増
					負担金、補助及び交付金 ・ 施設介護サービス給付費			(30,000 増) 30,000 増	
6 居宅介護サービス計画給付費	0 (459,888) (459,888)			△10,920 繰入金 10,920 保険料				75 居宅介護サービス計画給付費に要する経費	
								財源充当の変更	

(款) 2 保険給付費

(項) 4 高額介護サービス等費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
項 計	0 (216,524) (216,524)							
款 計	47,042 (8,748,128) (8,795,170)	16,014		31,028				

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 介護予防生活支援サービス事業費

1 介護予防・生活支援サービス事業費	0 (189,871) (189,871)			△803 繰入金 803 保険料				75 介護予防・生活支援サービス事業に要する経費
								財源充当の変更
項 計	0 (213,905) (213,905)							
款 計	0 (455,732) (455,732)							
歳出合計	47,042 (9,565,875) (9,612,917)	16,014		31,028				

議案第 1 8 号

令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 4 1, 0 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 3 9 2, 7 7 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 入 場 料 収 入		3,407	△1,635	1,772
	1 入 場 料 収 入	3,407	△1,635	1,772
2 車 券 発 売 収 入		2,800,000	△584,827	2,215,173
	1 車 券 発 売 収 入	2,800,000	△584,827	2,215,173
5 繰 越 金		6,000	50,442	56,442
	1 繰 越 金	6,000	50,442	56,442
6 諸 収 入		124,078	△4,980	119,098
	2 受 託 事 業 収 入	122,980	△4,980	118,000
歳 入 合 計		2,933,775	△541,000	2,392,775

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競 輪 事 業 費		2,909,430	△631,000	2,278,430
	2 事 業 費	2,907,582	△631,000	2,276,582
3 諸 支 出 金		20,000	90,000	110,000
	1 諸 支 出 金	20,000	90,000	110,000
歳 出 合 計		2,933,775	△541,000	2,392,775

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 入 場 料 収 入	3,407	△1,635	1,772
2 車 券 発 売 収 入	2,800,000	△584,827	2,215,173
5 繰 越 金	6,000	50,442	56,442
6 諸 収 入	124,078	△4,980	119,098
歳 入 合 計	2,933,775	△541,000	2,392,775

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 競 輪 事 業 費	2,909,430	△631,000	2,278,430			△681,442	50,442
3 諸 支 出 金	20,000	90,000	110,000			90,000	
歳 出 合 計	2,933,775	△541,000	2,392,775			△591,442	50,442

2 歳 入

(款) 1 入場料収入			(項) 1 入場料収入			(単位 千円)	
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説	明
				区 分	金 額		
1 入 場 料 収 入	3,407	△1,635	1,772	1 入 場 料 収 入	△1,635	・ 特別観覧席入場料	1,635 減
計	3,407	△1,635	1,772				

(款) 2 車券発売収入			(項) 1 車券発売収入				
1 車 券 発 売 収 入	2,800,000	△584,827	2,215,173	1 車 券 発 売 収 入	△584,827	・ 通常開催車券発売収入	584,827 減
計	2,800,000	△584,827	2,215,173				

(款) 5 繰越金			(項) 1 繰越金				
1 繰 越 金	6,000	50,442	56,442	1 前 年 度 繰 越 金	50,442	・ 前年度繰越金	50,442 増
計	6,000	50,442	56,442				

(款) 6 諸収入			(項) 2 受託事業収入				
1 競輪受託事業収入	122,980	△4,980	118,000	1 場 外 発 売 受 託 収 入	△4,980	・ 場外車券発売事務受託収入	4,980 減
計	122,980	△4,980	118,000				

3 歳 出

(款) 1 競輪事業費

(項) 2 事業費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明	
		特定財源			一般財源	区分	金額		
		国県支出金	地方債	その他					
1 競輪 開催費	△631,000 (2,907,582) (2,276,582)			△681,442 諸収入	50,442				
				△676,462	45,462	12 委託料	△160,000	75 通常競輪事業に要する経費	631,000 減
						18 負担金、 補助及び 交付金	△31,000	委託料 (160,000 減) ・場外車券発売開催委託料	160,000 減
						22 償還金、 利子及び 割引料	△440,000	負担金、補助及び交付金 (31,000 減) ・全国競輪施行者協議会分担金	10,000 減
								・J K A交付金	21,000 減
								償還金、利子及び割引料 (440,000 減) ・的中車券払戻金	440,000 減
				△4,980	4,980			77 場外車券発売競輪事業に要する経費	
								財源充当の変更	
項 計	△631,000 (2,907,582) (2,276,582)			△681,442	50,442				
款 計	△631,000 (2,909,430) (2,278,430)			△681,442	50,442				

(款) 3 諸支出金

(項) 1 諸支出金

1 一般会計 繰出金	90,000 (20,000) (110,000)			90,000 諸収入				
				90,000		27 繰出金	90,000	75 競輪事業繰出金 90,000 増

(款) 3 諸支出金

(項) 1 諸支出金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳				節		説明
		特定財源			一般財源	区分	金額	
		国県支出金	地方債	その他				
1 一般会計繰出金								繰出金 (90,000 増) ・ 競輪事業一般会計繰出金 90,000 増
項 計	90,000 (20,000) (110,000)			90,000				
款 計	90,000 (20,000) (110,000)			90,000				
歳出合計	△541,000 (2,933,775) (2,392,775)			△591,442	50,442			

議案第 19 号

令和 7 年度取手市一般会計予算

令和 7 年度取手市一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 50,440,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 27 日提出

取手市長 中 村 修

議案第 2 0 号

令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算

令和 7 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 7 7 , 3 4 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

議案第 2 1 号

令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算

令和 7 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9, 7 7 6, 3 3 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

（2）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

議案第 2 2 号

令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算

令和 7 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 0 3 6, 0 4 2 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

議案第 2 3 号

令和 7 年度取手市介護保険特別会計予算

令和 7 年度取手市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9, 5 8 4, 8 1 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

議案第 2 4 号

令和 7 年度取手市競輪事業特別会計予算

令和 7 年度取手市競輪事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 1 4 0, 3 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

議案第 2 5 号

令和 7 年度取手地方公平委員会特別会計予算

令和 7 年度取手地方公平委員会特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 9 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

議案第 2 6 号

令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 5 4 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 0 , 5 9 4 , 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		7,745,518	21,524	7,767,042
	1 国庫負担金	6,708,334	21,524	6,729,858
19 繰入金		3,895,755	29,976	3,925,731
	2 基金繰入金	3,889,818	29,976	3,919,794
22 市債		3,566,800	102,500	3,669,300
	1 市債	3,566,800	102,500	3,669,300
歳入合計		50,440,000	154,000	50,594,000

歳出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
9 教育費		7,016,185	154,000	7,170,185
	2 小学校教育費	2,259,897	154,000	2,413,897
歳出合計		50,440,000	154,000	50,594,000

第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小 学 校 施 設 整 備 事 業	8,100	普通貸借 又 は 証券発行	3. 0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	3 0 年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	110,600	普通貸借 又 は 証券発行	3. 0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	3 0 年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	7,745,518	21,524	7,767,042
19 繰入金	3,895,755	29,976	3,925,731
22 市債	3,566,800	102,500	3,669,300
歳入合計	50,440,000	154,000	50,594,000

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9 教育費	7,016,185	154,000	7,170,185	21,524	102,500	29,976	
歳出合計	50,440,000	154,000	50,594,000	21,524	102,500	29,976	

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 教育費国庫負担金	0	21,524	21,524	1 小 学 校 費 負 担 金	21,524	・ 公立学校施設整備費負担金 21,524
計	6,708,334	21,524	6,729,858			

(款) 19 繰入金 (項) 2 基金繰入金

5 学校施設整備基金繰入金	9,861	29,976	39,837	1 学 校 施 設 整 備 基 金 繰 入 金	29,976	・ 学校施設整備基金繰入金 29,976 増
計	3,889,818	29,976	3,919,794			

(款) 22 市債 (項) 1 市債

6 教 育 債	177,000	102,500	279,500	1 小 学 校 施 設 整 備 事 業 債	102,500	・ 小学校施設整備事業債 102,500 増
計	3,566,800	102,500	3,669,300			

3 歳 出

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明
		特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債				
3 学 校 建 設 費	154,000 (997,320) (1,151,320)	21,524 国庫支出金	102,500	29,976 繰入金		14 工事請負費 154,000	22 小学校建設事業に要する経費 154,000 増
		21,524	102,500	29,976			(3) 白山小学校 154,000 増
		21,524	102,500	29,976			工事請負費 ・校舎・体育館長寿命化改良工事 (154,000) 154,000
項 計	154,000 (2,259,897) (2,413,897)	21,524	102,500	29,976			
款 計	154,000 (7,016,185) (7,170,185)	21,524	102,500	29,976			
歳出合計	154,000 (50,440,000) (50,594,000)	21,524	102,500	29,976			

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	21,008,117	23,886,644	3,669,300	1,955,777	25,600,167
(1) 総務債	145,524	128,548		16,976	111,572
(2) 民生債	227,039	264,923	76,200	21,485	319,638
(3) 衛生債	16,910	15,348		1,878	13,470
(4) 農林水産業債	142,098	131,380	9,300	18,970	121,710
(5) 商工債	25,598	22,880	30,000	2,978	49,902
(6) 土木債	1,686,922	2,387,782	602,200	206,417	2,783,565
(7) 消防債	521,900	633,778	118,800	93,082	659,496
(8) 教育債	3,179,276	5,511,932	279,500	267,756	5,523,676
(9) 合併特例債	13,375,027	12,763,445		1,146,402	11,617,043
(10) 行政改革等推進債（地域再生分）	1,354				
(11) 災害復旧債	12,883	8,778		1,845	6,933
(12) 緊急防災・減災事業債	609,132	567,267	2,244,200	99,247	2,712,220
(13) 全国防災事業債	71,361	67,166		4,199	62,967
(14) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	698,688	737,976		44,546	693,430
(15) 緊急自然災害防止対策事業債	41,865	277,697	231,000	2,245	506,452
(16) 公共施設等適正管理推進事業債	158,140	192,844	54,200	20,997	226,047
(17) 脱炭素化事業債	94,400	165,200		6,754	158,446
(18) 防災対策事業債		9,700	6,500		16,200
(19) こども・子育て支援事業債			17,400		17,400
2. 減税補てん債	102,517	51,730		35,514	16,216
3. 臨時財政対策債	19,783,100	18,079,292		1,843,683	16,235,609
4. 減収補てん債	909,993	728,609		59,830	668,779
5. 調整債	164,640	154,560		10,080	144,480
6. 退職手当債	33,960				
7. 災害援護資金貸付債	10,138	6,788		1,821	4,967
合 計	42,012,465	42,907,623	3,669,300	3,906,705	42,670,218

議案第 2 7 号

令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 1 2 号）

令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 1 2 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 1 表 繰越明許費補正」による。

令和 7 年 3 月 1 9 日提出

取手市長 中 村 修

第 1 表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9 教育費	5 社会教育費	永山公民館コンデンサー取替事業	6 1 6

承認第 1 号

令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認について

令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

取手市長 中 村 修

専決処分第 1 号

専 決 処 分 書

令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）について、特に緊急を要し市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 1 月 1 0 日

取手市長 中 村 修

令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 0 0 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 , 9 3 3 , 7 7 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 車 券 発 売 収 入		2, 000, 000	800, 000	2, 800, 000
	1 車 券 発 売 収 入	2, 000, 000	800, 000	2, 800, 000
歳 入 合 計		2, 133, 775	800, 000	2, 933, 775

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競 輪 事 業 費		2, 109, 430	800, 000	2, 909, 430
	2 事 業 費	2, 107, 582	800, 000	2, 907, 582
歳 出 合 計		2, 133, 775	800, 000	2, 933, 775

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 車 券 発 売 収 入	2,000,000	800,000	2,800,000
歳 入 合 計	2,133,775	800,000	2,933,775

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 競 輪 事 業 費	2,109,430	800,000	2,909,430			800,000	
歳 出 合 計	2,133,775	800,000	2,933,775			800,000	

2 歳 入

(款) 2 車券発売収入

(項) 1 車券発売収入

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 車 券 発 売 収 入	2,000,000	800,000	2,800,000	1 車 券 発 売 収 入	800,000	・ 通常開催車券発売収入 800,000 増
計	2,000,000	800,000	2,800,000			

3 歳 出

(款) 1 競輪事業費

(項) 2 事業費

(単位 千円)

目	補 正 額 (補正前の額) (計)	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 競 輪 開 催 費	800,000 (2,107,582) (2,907,582)			800,000 諸収入				
				800,000		12 委 託 料	174,000	75 通常競輪事業に要する経費 800,000 増
						18 負 担 金、 補 助 及 び 交 付 金	26,000	委託料 (174,000 増) ・ 場外車券発売開催委託料 170,000 増
						22 償 還 金、 利 子 及 び 割 引 料	600,000	・ 競輪業務実施委託料 4,000 増 負担金、補助及び交付金 (26,000 増) ・ J K A交付金 26,000 増 償還金、利子及び割引料 (600,000 増) ・ 的中車券払戻金 600,000 増
項 計	800,000 (2,107,582) (2,907,582)			800,000				
款 計	800,000 (2,109,430) (2,909,430)			800,000				
歳出合計	800,000 (2,133,775) (2,933,775)			800,000				

同意案第 1 号

取手市教育委員会委員の選任に関する同意について

取手市教育委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 戸 部 明 彦（とべ あきひこ）

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

経 歴 書 （ 抜 粋 ）

氏 名	戸 部 明 彦（とべ あきひこ）
生年月日	昭和32年1月15日（68歳）
住 所	取手市新川

学 歴

昭和54年	3月	茨城大学教育学部中学数学科卒業
-------	----	-----------------

職 歴

昭和54年	4月	土浦市立土浦第二中学校 教諭
昭和62年	4月	藤代町立藤代中学校 教諭
平成5年	4月	藤代町立桜が丘小学校 教諭
平成8年	4月	取手市立取手第一中学校 教諭
平成14年	4月	取手市教育委員会 指導主事
平成18年	4月	取手市立藤代南中学校 教頭
平成21年	4月	取手市教育委員会 指導課長
平成23年	4月	龍ヶ崎市立城南中学校 校長
平成26年	4月	取手市立取手第一中学校 校長
平成29年	3月	取手市立取手第一中学校 定年退職
平成29年	4月	茨城県教育研修センター 主査
令和4年	3月	茨城県教育研修センター 退職
令和4年	5月	取手市会計年度任用職員
令和5年	3月	取手市会計年度任用職員 退職

その他の経歴

令和5年	1月	人権擁護委員 現在に至る
令和6年	4月	取手市教育委員会委員 現在に至る

同意案第 2 号

取手市監査委員の選任に関する同意について

取手市監査委員に下記の者を引き続き選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 石 橋 大 輔 (いしばし だいすけ)

令和 7 年 2 月 27 日提出

取手市長 中 村 修

経 歴 書 （ 抜 粋 ）

氏 名 石 橋 大 輔 (いしばし だいすけ)
生年月日 昭和 4 4 年 2 月 1 3 日 (5 6 歳)
住 所 取手市取手

学 歴

平成 4 年 3 月 早稲田大学法学部卒業

職 歴

平成 4 年 4 月 株式会社住友銀行入行
平成 1 2 年 2 月 同行退職
平成 1 2 年 2 月 株式会社ピーエックス入社
平成 1 3 年 4 月 同社退職
平成 1 4 年 2 月 張替幸雄税理士事務所入所
平成 1 7 年 2 月 税理士登録
平成 1 7 年 3 月 同事務所退職
平成 1 7 年 4 月 石橋大輔税理士事務所開設
平成 1 7 年 9 月 行政書士登録
平成 3 1 年 1 月 税理士法人へ移行
税理士法人石橋会計パートナーズ設立 現在に至る

その他の経歴

平成 2 1 年 4 月 茨城県包括外部監査人補助者
平成 2 6 年 2 月 茨城県南水道企業団監査委員
平成 2 8 年 4 月 取手市行政不服審査会委員
令和 3 年 4 月 取手市監査委員 現在に至る
令和 3 年 8 月 取手地方広域下水道組合監査委員 現在に至る

同意案第 3 号

取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について

取手市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、
地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 関 孝 雄 (せき たかお)

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

経 歴 書 （ 抜 粋 ）

氏 名	関 孝 雄（せき たかお）
生年月日	昭和 2 9 年 1 1 月 1 5 日（7 0 歳）
住 所	取手市寺田

学 歴

昭和 5 2 年 3 月	明治大学工学部卒業
--------------	-----------

職 歴

昭和 5 2 年 5 月	取手市役所入庁
平成 1 7 年 1 1 月	財政部課税課 課長補佐
平成 2 1 年 4 月	総務部安全安心対策課長
平成 2 2 年 4 月	政策推進部秘書課長
平成 2 4 年 4 月	議会事務局次長
平成 2 5 年 4 月	議会事務局長
平成 2 7 年 3 月	取手市役所定年退職
平成 2 7 年 4 月	取手市外 2 市火葬場組合やすらぎ苑苑長
平成 3 0 年 3 月	同組合退職

その他の経歴

平成 2 9 年 3 月	取手地方広域下水道組合事業運営審議会委員 現在に至る
令和 4 年 6 月	取手市固定資産評価審査委員会委員 現在に至る

同意案第 4 号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 海老原 丈夫（えびはら たけお）

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

応募及び推薦の概要

氏 名	海老原 丈夫（えびはら たけお）
生年月日	昭和 2 8 年 1 月 2 8 日（7 2 歳）
住 所	取手市稲
区 分	推薦

農 業 の 状 況

- ・耕作面積 畑 0. 6 ヘクタール
- ・主な作物 露地野菜
- ・認定農業者の有無 認定農業者でない

主 な 経 歴

- ・取手市農業委員会委員（6 期目）
- ・元茨城みなみ農業協同組合理事
- ・元地方公務員
- ・保護司

同意案第 5 号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 櫻 井 光 希（さくらい こうき）

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

応募及び推薦の概要

氏 名 櫻 井 光 希 (さくらい こうき)
生年月日 昭和 2 1 年 3 月 2 9 日 (7 8 歳)
住 所 取手市桑原
区 分 推 薦

農業の状況

- ・耕作面積 田 2.3ヘクタール 畑 0.7ヘクタール
合計3.0ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

主 な 経 歴

- ・取手市農業委員会委員（４期目）
- ・茨城みなみ農業協同組合理事

同意案第 6 号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 天 津 一 夫 (あまつ かずお)

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

応募及び推薦の概要

氏 名	天 津 一 夫 (あまつ かずお)
生年月日	昭和 2 7 年 2 月 2 4 日 (7 3 歳)
住 所	取手市青柳
区 分	推薦

農 業 の 状 況

- ・耕作面積 田 2 . 6 ヘクタール 畑 0 . 2 ヘクタール
合計 2 . 8 ヘクタール
- ・主な作物 水稻及び露地野菜
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

主 な 経 歴

- ・取手市農業委員会委員 (4 期目)
- ・元地方公務員

同意案第 7 号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 櫻 井 静 枝 (さくらい しずえ)

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

応募及び推薦の概要

氏 名 櫻 井 静 枝 (さくらい しずえ)
生年月日 昭和 23 年 1 2 月 1 5 日 (76 歳)
住 所 取手市桑原
区 分 推 薦

農業の状況

- ・耕作面積 田 ５．６ヘクタール 畑 ０．３ヘクタール
 合計５．９ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者でない

主 な 経 歴

- ・取手市農業委員会委員（3期目）
- ・元取手市市政協力員
- ・元地方公務員
- ・岡堰土地改良区理事

同意案第 8 号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 山 崎 守 (やまざき まもる)

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

応募及び推薦の概要

氏 名	山 崎 守 (やまざき まもる)
生年月日	昭和 2 9 年 9 月 2 日 (7 0 歳)
住 所	取手市平野
区 分	推薦

農 業 の 状 況

- ・耕作面積 田 1 . 8ヘクタール 畑 0 . 6ヘクタール
合計 2 . 4ヘクタール
- ・主な作物 水稻及び露地野菜
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

主 な 経 歴

- ・取手市農業委員会委員 (1 期目)
- ・岡堰土地改良区理事

同意案第 9 号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 平 澤 宏 修 (ひらさわ ひろのぶ)

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

応募及び推薦の概要

氏 名	平 澤 宏 修 (ひらさわ ひろのぶ)
生年月日	昭和31年11月30日 (68歳)
住 所	取手市市之代
区 分	推薦

農 業 の 状 況

- ・耕作面積 田 0.3ヘクタール 畑 0.6ヘクタール
合計0.9ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

主 な 経 歴

- ・取手市農業委員会委員 (1期目)

同意案第 10 号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 野 口 哲（のぐち さとし）

令和 7 年 2 月 27 日提出

取手市長 中 村 修

応募及び推薦の概要

氏 名	野 口 哲 (のぐち さとし)
生年月日	昭和32年4月18日 (67歳)
住 所	取手市押切
区 分	推薦

農 業 の 状 況

- ・耕作面積 田 3.8ヘクタール 畑 0.5ヘクタール
合計4.3ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

主 な 経 歴

- ・取手市農業委員会委員 (1期目)
- ・岡堰土地改良区理事
- ・押切区長

同意案第 11 号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 根 本 幹 夫 (ねもと みきお)

令和 7 年 2 月 27 日提出

取手市長 中 村 修

応募及び推薦の概要

氏 名 根 本 幹 夫 (ねもと みきお)
生年月日 昭和 5 4 年 6 月 2 4 日 (4 5 歳)
住 所 取手市下萱場
区 分 推 薦

農業の状況

- ・耕作面積 田 15.5ヘクタール 畑 0.1ヘクタール
合計15.6ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

主 な 経 歴

- ・取手市農業委員会委員（1期目）
- ・専業農家

同意案第 12 号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 木 村 久一郎（きむら きゅういちろう）

令和 7 年 2 月 27 日提出

取手市長 中 村 修

応募及び推薦の概要

氏 名	木 村 久一郎 (きむら きゅういちろう)
生年月日	昭和 2 5 年 1 2 月 2 8 日 (7 4 歳)
住 所	取手市小文間
区 分	推薦

農 業 の 状 況

- ・耕作面積 田 2 . 3ヘクタール 畑 0 . 5ヘクタール
合計 2 . 8ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者でない

主 な 経 歴

- ・岡堰土地改良区理事

同意案第 13 号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 中 山 博（なかやま ひろし）

令和 7 年 2 月 27 日提出

取手市長 中 村 修

応募及び推薦の概要

氏 名	中 山 博（なかやま ひろし）
生年月日	昭和 3 2 年 2 月 2 1 日（6 8 歳）
住 所	取手市神住
区 分	推薦

農 業 の 状 況

- ・耕作面積 田 2 . 8ヘクタール 畑 0 . 8ヘクタール
合計 3 . 6ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

主 な 経 歴

- ・農地利用最適化推進委員（1期目）
- ・岡堰土地改良区監事

同意案第 14 号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 西 君 枝 (にし きみえ)

令和 7 年 2 月 27 日提出

取手市長 中 村 修

応募及び推薦の概要

氏 名	西 君 枝 (にし きみえ)
生年月日	昭和 3 3 年 1 2 月 8 日 (6 6 歳)
住 所	取手市櫛木
区 分	推薦

農 業 の 状 況

・耕作面積 なし

主 な 経 歴

・取手市食生活改善推進協議会会長

同意案第 15 号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 永 井 稔（ながい みのる）

令和 7 年 2 月 27 日提出

取手市長 中 村 修

応募及び推薦の概要

氏 名	永 井 稔 (ながい みのる)
生年月日	昭和 3 4 年 1 0 月 1 7 日 (6 5 歳)
住 所	取手市渋沼
区 分	推薦

農 業 の 状 況

- ・耕作面積 田 2 . 1 ヘクタール 畑 0 . 1 ヘクタール
合計 2 . 2 ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者でない

主 な 経 歴

- ・元農機具メーカー勤務 (4 5 年)

同意案第 16 号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 永 野 正（ながの ただし）

令和 7 年 2 月 27 日提出

取手市長 中 村 修

応募及び推薦の概要

氏 名	永 野 正 (ながの ただし)
生年月日	昭和40年6月11日 (59歳)
住 所	取手市山王
区 分	推薦

農 業 の 状 況

- ・耕作面積 田 8.7ヘクタール 畑 1.0ヘクタール
合計9.7ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者である

主 な 経 歴

- ・専業農家

同意案第 17 号

取手市農業委員会委員の選任に関する同意について

取手市農業委員会委員に下記の者を選任したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名 武 笠 旭（たけがさ あきら）

令和 7 年 2 月 27 日提出

取手市長 中 村 修

応募及び推薦の概要

氏 名	武 笠 旭 (たけがさ あきら)
生年月日	昭和 6 3 年 4 月 1 6 日 (3 6 歳)
住 所	取手市小泉
区 分	推薦

農 業 の 状 況

- ・耕作面積 田 3 . 1 ヘクタール 畑 0 . 4 ヘクタール
合計 3 . 5 ヘクタール
- ・主な作物 水稻
- ・認定農業者の有無 認定農業者でない

主 な 経 歴

- ・小泉区長
- ・元取手市立六郷小学校 P T A 会長
- ・取手市立六郷小学校運営協議会委員
- ・有害鳥獣捕獲従事者

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員として、柏 孝子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき議会の意見を求める。

記

氏 名 柏 孝 子（かしわ たかこ）

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

取手市長 中 村 修

経 歴 書 （ 抜 粋 ）

氏 名 柏 孝 子（かしわ たかこ）
生年月日 昭和 3 2 年 1 2 月 1 日（6 7 歳）
住 所 取手市藤代

学 歴

昭和 5 6 年 3 月 東京学芸大学教育学部卒業

職 歴

昭和 5 6 年 4 月 伊奈村立伊奈中学校 講師
昭和 5 7 年 4 月 取手市立取手第一中学校 教諭
昭和 5 8 年 4 月 守谷町立守谷小学校 教諭
昭和 6 1 年 4 月 藤代町立宮和田小学校 教諭
平成 5 年 4 月 藤代町立桜が丘小学校 教諭
平成 1 0 年 4 月 藤代町立藤代南中学校 教諭
平成 1 5 年 4 月 取手市立戸頭中学校 教諭
平成 2 1 年 4 月 守谷市立けやき台中学校 教諭
平成 2 3 年 4 月 美浦村立大谷小学校 教頭
平成 2 7 年 4 月 取手市立藤代小学校 校長
平成 3 0 年 3 月 取手市立藤代小学校 定年退職

その他の経歴

平成 3 0 年 4 月 取手市社会教育指導員 現在に至る
平成 3 1 年 4 月 取手市高齢者福祉・介護保険事業運営委員
令和 4 年 4 月 取手市立山王小学校運営協議会委員 現在に至る
令和 4 年 1 0 月 ミュージアムパーク茨城県自然博物館協議会委員
令和 4 年 1 2 月 民生委員・児童委員 主任児童委員 現在に至る
令和 5 年 6 月 社会福祉法人エンゼル福祉会理事 現在に至る